

公開買付制度等ワーキング・グループ(第7回)

関 係 資 料

平成17年11月14日

目 次

	ページ
1. 公開買付規制・大量保有報告制度の国際比較(日米英)	1
2. 大量保有報告制度の概要	6
3. 大量保有報告に関する規定	12
4. 大量保有報告書の様式	30
5. 有価証券報告書等の制度趣旨・開示内容・提出事由	41
6. 有価証券報告書等の様式	44
7. M&A件数の推移・TOB件数の推移	67
8. 公開買付制度・大量保有報告制度の主な変遷	68
9. 公開買付規制等の実効性を確保するための証券取引法上の主な制度	70
10. 公開買付制度の対象範囲・適用除外の主な変遷	71
11. 公開買付制度の対象範囲と適用除外の整理	73
12. 証券取引法(抄)、証券取引法施行令(抄)(対象範囲関連)	74
13. 公開買付届出書の様式	77
14. 証券取引法(抄)、発行者以外の者による株券等の公開買付けの 開示に関する内閣府令(抄)(公開買付開始公告・公開買付届出書 関連)	94
15. 代表的な文献における公開買付規制の対象範囲に関する記述	96
16. イメージ図	104
17. 金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」(平成17年7月7日) (抜粋)	105
18. 金融審議会の構成	106
19. 公正なM&Aルールに関する提言(平成17年7月7日) 【自由民主党総合経済調査会企業統治に関する委員会】(抜粋)	107

公開買付規制・大量保有報告制度の国際比較(日米英)

	日本	米国	英国
公開買付規制の適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 5%超 法令に定める事由に該当する場合(60日間で10名以下の株主等から買い付ける場合等)は適用除外 ● 1/3超 法令に定める事由に該当する場合(①既に当該株券等を50%超取得している場合、②公開買付者の親会社等から取得する場合、③既にグループで当該株券等を1/3保有している場合、④担保権の実行による場合等であって、60日間で10名以下の株主等から行う買付け等)は適用除外 (注)いずれの基準においても、取引所市場内取引は規制対象とされてない。 	<p>原則5%超 (注1)法令上、規制適用範囲について明文の規定がなく、裁判例で提示された基準等を総合考慮の上、個別事例毎に規制適用の要否が判断される。SEC又は私人による差止請求により裁判所が、または、SECの排除命令(行政手続)を通じて SEC または裁判所が判断。 (注2)取引所市場内取引は規制対象とされていない模様。</p>	<p>30%以上 (注1)①7日間で1名の株主からの買付け、②対象会社取締役会との協定に基づく買付け、③対象会社株主総会の承認がある買付け等については、個別事例毎にパネル(自主規制機関)が規制適用の要否を判断。 (注2)取引所市場内取引か否かは、規制適用の要否を分けるメルクマールとはされていない。</p>
1/3超(30%以上)株主による買付け	既に1/3超を保有する株主による買付けについては、1名のみの株主からの買付けであっても、原則として公開買付規制の適用対象	原則として5%超となる買付けは公開買付規制の適用対象 (注)法令上公開買付規制の適用範囲について明文規定がないため、裁判例で提示された基準等を総合考慮の上、個別事例毎に規制適用の要否が判断される。	既に30%以上を保有する株主による買付けについては、原則として公開買付規制の適用対象
50%超株主による買付け	60日間で10名以下の株主等から買い付ける場合、公開買付規制の適用対象外		公開買付規制の適用対象外

種類株の取扱い	ある種類株のみを対象とする公開買付けも可能と解されている	ある種類株のみを対象とする公開買付けも可能 (注)法令上は、買付け後の当該種類株の株券等所有割合が5%を超えるか否かが規制適用の要否を分けるメルクマールとされている。	議決権の30%以上を取得する場合、ある種類株のみを対象とする公開買付けは不可能 (注)議決権株式か無議決権株式かを問わず、全株主にオファーすることが必要。
新株発行の取扱い	公開買付規制の適用対象外	公開買付規制の適用対象外 (注)ニューヨーク証券取引所の上場規則において、発行済普通株式数又は議決権の20%以上の新株を私募で発行する場合には株主の承認が必要とされている。 (ただし、他の投資者への販売目的を持つ登録ブローカーに対して発行する場合は適用除外。)	原則として公開買付規制の適用対象 (注)ある者が新株発行により30%以上の株券等を保有するときは、その旨を株主に通知し、株主総会の承認が得られれば、公開買付規制の適用対象から除外される。
プレ公開買付規制	なし	なし	あり (注)15~30%の株券等を取得するときは、7日間で10%以上取得してはならない。
別途買付け	原則禁止 (注)公開買付期間中、公開買付けによらない株券等の買付けは禁止。ただし、法令所定の取引(公開買付け前の契約に基づく買付け等)は適用除外。	原則禁止 (注)公開買付期間中、公開買付けによらない株券等の買付けは禁止。ただし、法令所定の取引(公開買付け前の契約に基づく買付け等)は適用除外。	許容 (注)公開買付期間中、公開買付けによらずに株券等の買付けを行うことも可能。ただし、公開買付価格以上の価格により買い付けた場合、公開買付価格は当該価格まで自動的に引き上げられる。

<p>公開買付者による 情報開示</p>	<p>公開買付届出書＋公告等の勧誘資料 (注1)公開買付者の状況、対象会社の状況、買付条件、対象会社との取引状況、公開買付けの目的・買付け後の計画、資金の出所(資金証明書の添付)、対象株券等の保有・取引状況等を記載。 (注2)資金調達を条件とする公開買付けは不可能。</p>	<p>公開買付届出書＋公告等の勧誘資料 (注1)公開買付者の状況、対象会社の状況、買付条件、対象会社との取引状況、公開買付けの目的・買付け後の計画、資金の出所、対象株券等の保有・取引状況等を記載。 (注2)資金調達を条件とする公開買付けも可能。</p>	<p>公表＋勧誘資料 (注1)公開買付者の状況、対象会社の状況、買付条件、買付け後の計画(特に事業に重大な変更がある場合はその内容)、従業員の雇用計画、買付けを長期的視点から正当化する理由、資金の出所(資金証明書の添付)、対象株券等の保有・取引状況等を記載。 (注2)資金調達を条件とする公開買付けを行うためには、パネルの承認が必要(ただし、事実上承認されることはない模様)。</p>
<p>対象会社による 意見表明</p>	<p>任意</p>	<p>義務 (注)公開買付け開始後10日以内に公開買付けに対する賛否を表明。対象会社から公開買付者に対する質問権の制度はない。</p>	<p>義務 (注)公開買付者は、公開買付けの開始日前28日間以内に対象会社取締役会に公開買付けの意思があることを通知。対象会社取締役会は、公開買付け開始後14日以内に公開買付けに対する賛否を株主に対して表明。対象会社から公開買付者に対する質問権の制度はない。</p>
<p>公開買付期間</p>	<p>20日以上60日以内</p>	<p>20営業日以上(上限なし)</p>	<p>21日以上74日以内(公開買付け開始後60日以内に50%超の応募を集めることが必要)</p>
<p>中立義務</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>あり (注)株主総会の承認がある場合等を除き、公開買付期間中、買収防衛策(新株発行、重要な資産の売却等)を講ずることができない。</p>
<p>ブレイクスルー・ ルール</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>現状なし (注)EU公開買付指令に基づき、2006年5月までに、公開買付け終了後に黄金株や複数議決権株式の効力を否定する旨のルールを導入することが可能。</p>

公開買付け条件の変更	株主に不利な方向の条件変更(買付価格の引下げ等)は禁止	可能 (注)変更前の条件で公開買付けを行う意思がなかったときは、不実表示に該当する。	可能 (注)公開買付価格は過去12ヶ月間における最高取引価格以上としなければならないので、買付価格の引下げは一定程度制限される。
公開買付けの撤回	原則不可能 (注)法令所定の事由に該当する場合(対象会社の合併、破産等)には可能。	可能 (注)公開買付けを行う意思がないのに公開買付けの意思を表明することは禁止。	原則不可能 (注)撤回にはパネルの承認が必要。
全部買付義務	なし (注)買付予定数を超える応募がある場合、あん分比例方式による買付けも可能。	なし (注)買付予定数を超える応募がある場合、あん分比例方式による買付けも可能。	あり (注)全株主に買付け申込みの勧誘を行い、応募分すべてを買い付けることが必要。ただし、①7日間で1名の株主からの買付け、②対象会社取締役会との協定に基づく買付け、③対象会社株主総会の承認がある買付け等について、公開買付規制の適用は不要とパネルが判断した場合、全部買付義務も課されない。
公開買付けの成立条件としての50%超応募	なし	なし	あり (注)30%以上の株券等を取得する場合、公開買付け開始後60日以内に50%超の応募を集めることが必要。
公開買付価格規制	なし	なし	あり (注)過去12ヶ月間における最高取引価格以上。
公開買付け後の取引規制	なし (注)公開買付け後に企業結合取引が行われる場合、反対株主に株式買取請求権が付与される(商法・会社法)。	なし (注)州会社法により、①公正価格が支払われない限り事業結合取引が禁止される、②公開買付け後の事業結合取引が一定期間制限されるなどの規制が課される場合あり。	あり (注)①公開買付け失敗の場合、爾後12ヶ月間、30%以上の株券等の取得禁止。②公開買付け成功の場合、爾後6ヶ月間、従前の公開買付けより有利な条件による株券等の取得禁止。

<p>大量保有報告義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5%超取得後5営業日以内に大量保有報告書を提出 ● 以後、1%増減後5営業日以内に変更報告書を提出 <p>(注)①証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者等であり、②支配権取得目的がなく、かつ③株券等保有割合が10%以下である場合、概ね1~3ヶ月以内に提出すれば足りる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 5%超取得後10営業日以内に大量保有報告書を提出 ● 以後、1%増減後速やかに変更報告書を提出 <p>(注1)支配権取得目的を有しない機関投資家等(証券会社、投資顧問業者、ファンド等)の場合、一年毎(月末時点で10%超保有しているか、5%超の持分変動があれば一月毎に)報告すれば足りる。</p> <p>(注2)機関投資家等以外の者にも、支配権取得目的がなければ、(注1)類似の特例報告制度の適用がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 3%超取得後2日以内に発行者に通知(発行者は通知受領日の翌日までに上場当局に通知) ● 以後、1%増減後2日以内に発行者に通知(発行者は通知受領日の翌日までに上場当局に通知) <p>(注1)大量保有者がファンド・マネジャー等であるときは、「3%超」を「10%超」と読み替えて適用。</p> <p>(注2)特定の業種(保険会社、投資サービス業者、銀行等)については、個別業法に基づく大量保有報告制度の特例が存在する模様。</p> <p>(注3)EU透明性指令に基づき、2007年1月までに、上記取扱いが変更される見込み(5%、10%、15%、20%、25%、30%(1/3)、50%、75%(2/3)を上回り又は下回ったときは、4取引日以内に発行者に通知。発行者は通知受領日後3取引日以内に公表)。</p>
-----------------	---	--	---

大量保有報告制度の概要

「大量保有報告制度」は、市場の公正性、透明性を高め、投資者保護を徹底するために、上場株券等の大量保有にかかる情報を開示させる制度。

○ 大量保有報告書

上場株券等の保有者で、当該上場株券等の発行会社の発行済株式総数の5%を超えて保有する者は、5%を超えて保有することとなった日から5日（日曜等の休日を除く。）以内に、株券等保有割合、保有目的、取得資金に関する事項等を記載した「大量保有報告書」を提出しなければならない。

（参考）米国では、原則、SEC登録会社その他の公開会社の持分証券の5%超を実質的に保有した者は、保有した日から10日以内に、SEC、上場証券取引所及び発行者に対し、保有株式数、資金の出所、保有目的等を記載した報告書を提出しなければならない。

○ 変更報告書

大量保有報告書を提出した者は、その後、保有割合が1%以上増減等した場合は、変更のあった日から5日（日曜等の休日を除く。）以内に変更報告書を提出しなければならない。

○ 大量保有報告制度の特例報告

証券会社、銀行、信託会社、投資顧問業者等について発行会社の事業活動を支配することを保有の目的とせず、株券等を保有する場合には、報告の特例（3ヶ月間の報告を翌月15日までにまとめて報告する。）が適用される。ただし、特例報告者の株券等保有割合が2.5%以上増減した場合には、その月の翌月15日までに、変更報告書を提出しなければならない。

なお、株券等保有割合が10%を超えた場合には、特例報告は認められない。

（参考）米国では、証券会社、銀行、投資ファンド等の一定の機関投資家による

会社の支配権獲得を目的としない持分証券の取得の場合には、報告の特例(原則、1年間の報告を同年末日から45日以内に報告する。)が認められている。ただし、月末時点で保有割合が10%を超える場合又は保有割合が5%を超えて変動する場合には、同月末日から10日以内に報告しなければならない。

○ 罰則

- ① 重要な事項につき虚偽記載にある大量保有報告書・変更報告書を提出した者
 - … 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科
- ② 大量保有報告書・変更報告書を提出しない者
 - … 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科

○ 公衆縦覧の状況

- … すべての財務局の閲覧室、インターネットにおいて提出日当日から閲覧可能。

(参考 1) 大量保有報告の特例報告の概要

○ 特例報告の趣旨

証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者等は、日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行っており、取引の都度詳細な情報開示を求めた場合には、事務負担が過大となることから、これらの者が発行会社の事業活動を支配する目的を有さず、投資目的等で株券等を保有する場合に、報告の特例を設けたもの。

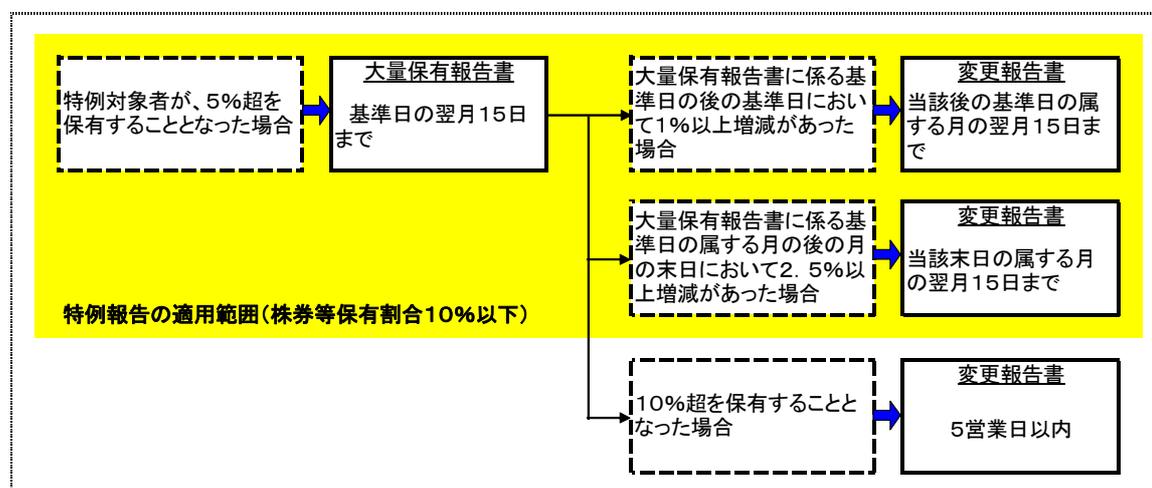
○ 特例報告の対象者

証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、外国の法令に準拠して外国においてこれらの業を行う者、国・地方公共団体等

○ 特例報告の概要

特例報告の対象者(国・地方公共団体等を除く。)が発行会社の事業活動を支配することを保有の目的としないで株券等を保有する場合又は国・地方公共団体が株券等を保有する場合、予め届出をした3月ごとの月末日(基準日)において株券等保有割合が5%超となったときには、当該基準日の翌月15日までに大量保有報告書を提出しなければならない。

○ 特例報告の提出期限



(注) 株券等保有割合が10%超から10%以下となった場合は、特例報告に戻ることになる。

(参考2) 「みなし共同保有者」の取扱い

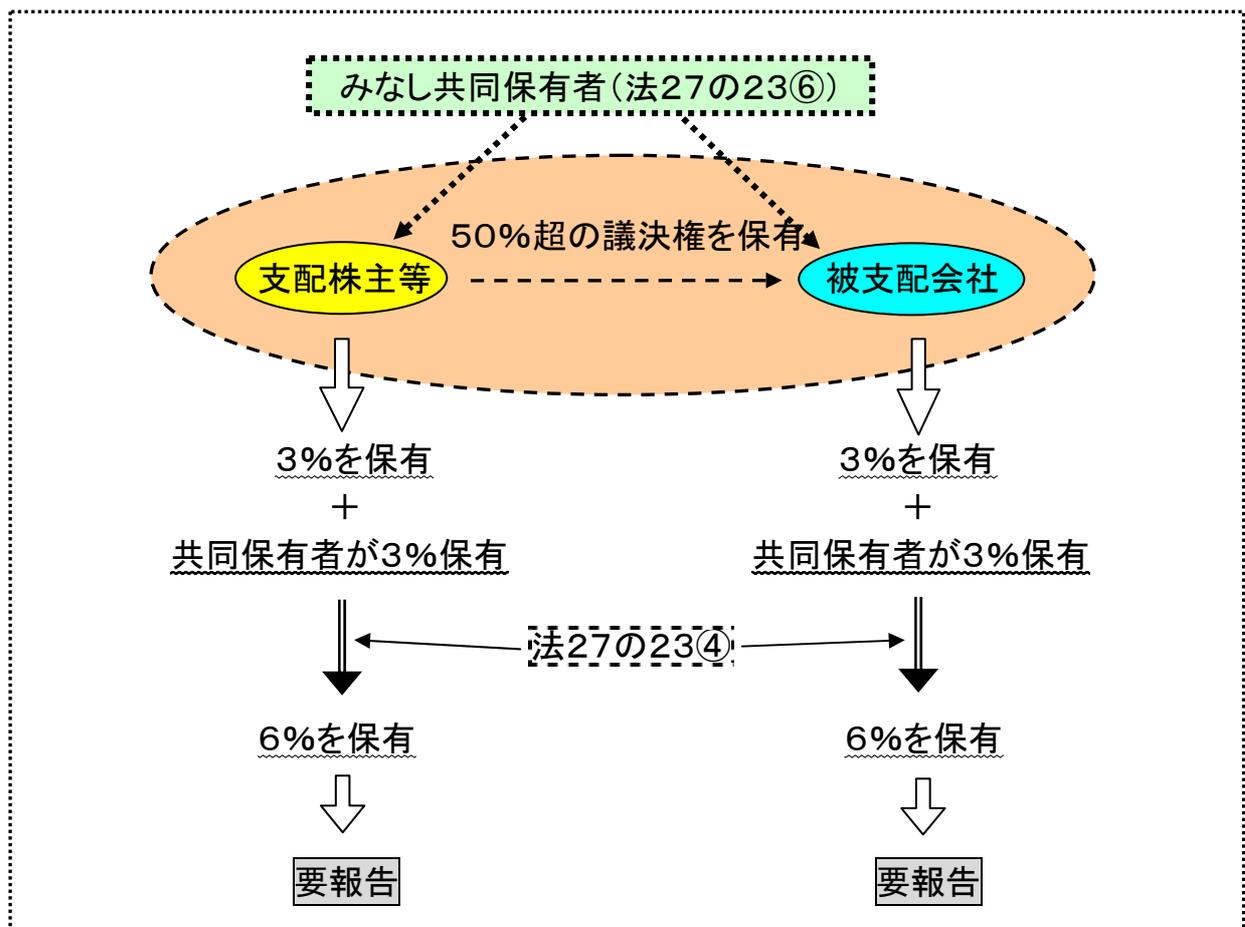
○ 「みなし共同保有者」の取扱い

株券等の保有者と次の関係にある他の保有者を共同保有者とみなし、当該保有者の株券等保有割合の算定に当たり、当該みなし共同保有者の保有株券等の数を加算する。

- ① 夫婦の関係
- ② 支配株主等(50%超の議決権を有している者)と被支配会社の関係
- ③ 被支配会社とその支配株券等の他の被支配会社の関係 等

(証券取引法27の23⑥)

ケース



- 大量保有報告書の様式において、保有者及び共同保有者の保有株券等の数の内訳は記載される。

(参考3) 「貸株」の取扱い

○ 「貸株」の取扱い

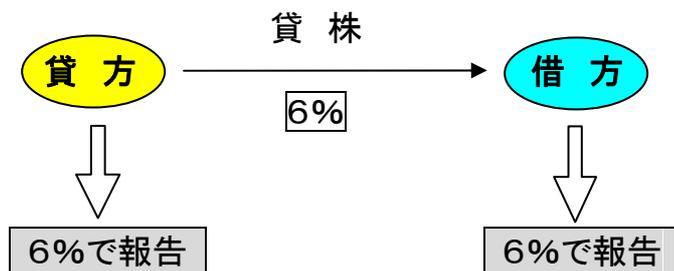
「貸株」は消費貸借契約であり、消費貸借については次のように取り扱う。

- ① 「貸方」⇒ 引渡請求権があるため、保有株券等の総数に含める。
- ② 「借方」⇒ 議決権、処分権を有すると考えられるため保有株券等の総数に含める(株券等と処分するまでの間計算対象)。

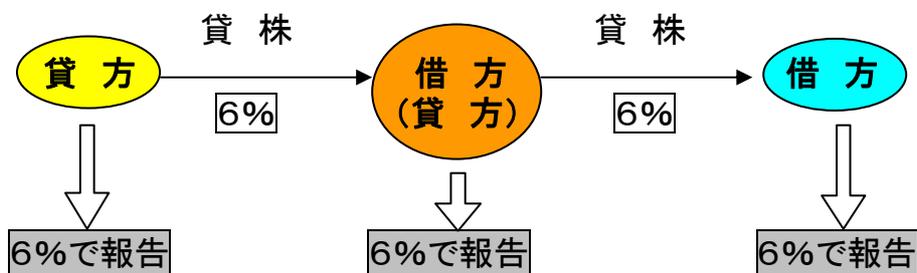
(証券取引法27の23③)

ケース 1

「貸方」が「借方」に6%(株券等保有割合)の株を貸した場合には、「貸方」、「借方」双方とも6%保有していることとなり、大量保有報告書の提出が必要。



ケース 2



「借方」として6%を保有し、「貸方」として6%を保有していることとなるが、「借方」として処分する株がないため、「貸方」として保有する6%のみカウントする。

○ 公開買付報告書への記載

公開買付報告書には、「当該株券等に関する担保契約等重要なけ契約」を記載することとされている。公開買付報告書(第一号様式)の「記載上の注意」は次のとおり。

保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約又は取決めの内容を記載すること。
--

大量保有報告に関する規定

○証券取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

（株券等の大量保有者による報告書の提出）

第二十七条の二十三 株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下この項において「株券関連有価証券」という。）で証券取引所に上場されているもの（流通状況がこれに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券を含む。）の発行者である会社が発行者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者。第二十七条の三十第二項を除き、以下この章及び第二十七条の三十の十一第四項において同じ。）である対象有価証券（当該対象有価証券に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示する第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の当該対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものを含む。以下この章及び第二十七条の三十の十一第四項において「株券等」という。）の保有者で当該株券等に係るその株券等保有割合が百分の五を超えるもの（以下この章において「大量保有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、株券等保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の内閣府令で定める事項を記載した報告書（以下「大量保有報告書」という。）を大量保有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。第二十七条の二十五第一項において同じ。）以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第四項に規定する保有株券等の総数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の「対象有価証券」とは、株券、新株予約権付社債券その他の有価証券のうち政令で定めるものをいう。

3 第一項の保有者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて株券等を所有する者（売買その他の契約に基づき株券等の引渡請求権を有する者その他これに準ずる者として政令で定める者を含む。）のほか、次に掲げる者を含むものとする。ただし、第一号に掲げる者については、同号に規定する権限を有することを知つた日において、当該権限を有することを知つた株券（株券に係る権利を表示する第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券その他の内閣府令で定める有価証券を含む。以下この項及び次条において同じ。）に限り、保有者となつたものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（次号に該当する者を除く。）であつて、当該会社の事業活動を支配する目的を有する者

二 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年

法律第七十四号) 第二条第四項 に規定する投資一任契約をいう。) その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資をするのに必要な権限を有する者

- 4 第一項の「株券等保有割合」とは、株券等の保有者（同項に規定する保有者をいう。以下この章において同じ。）の保有（前項各号に規定する権限を有する場合を含む。以下この章において同じ。）に係る当該株券等（その保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この章において同じ。）の合計から当該株券等の発行者である会社が発行者である株券等のうち、第百六十一条の二第一項に規定する信用取引その他内閣府令で定める取引の方法により譲渡したことにより、引渡義務を有するものの数を控除した数（以下この章において「保有株券等の数」という。）に当該会社が発行者である株券等に係る共同保有者の保有株券等の数を加算した数（以下この章において「保有株券等の総数」という。）を、当該会社の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者の保有する当該株券等（株券その他の内閣府令で定める有価証券を除く。）の数を加算した数で除して得た割合をいう。
- 5 前項の「共同保有者」とは、株券等の保有者が、当該株券等の発行者である会社が発行者である株券等の他の保有者と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の保有者をいう。
- 6 株券等の保有者と当該株券等の発行者である会社が発行者である株券等の他の保有者が、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある場合においては、当該他の保有者を当該保有者に係る第四項の共同保有者とみなす。ただし、当該保有者又は他の保有者のいずれかの保有株券等の数が内閣府令で定める数以下である場合においては、この限りでない。

(株券保有状況について説明した通知書の作成等)

第二十七条の二十四 前条第三項第二号に掲げる者は、当該株券の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する顧客に対して、内閣府令で定めるところにより、毎月一回以上、当該株券の保有状況について説明した通知書を作成し、交付しなければならない。

(大量保有報告書に関する変更報告書の提出)

第二十七条の二十五 大量保有報告書を提出すべき者は、大量保有者となつた日の後に、株券等保有割合（第二十七条の二十三第四項に規定する株券等保有割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合（保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く。以下この章において同じ。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合は、内閣府令で定めるところにより、その日

から五日以内に、当該変更に係る事項に関する報告書（以下「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株券等保有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

- 2 株券等保有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株券等を譲渡したのものとして政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。
- 3 大量保有報告書又は変更報告書を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていないこれらの書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 4 大量保有報告書又は変更報告書を提出した者は、これらの書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（特例対象株券等の大量保有者による報告書の提出）

第二十七条の二十六 証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等で当該株券等の発行者である会社の事業活動を支配することを保有の目的としないもの（株券等保有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）又は国、地方公共団体その他の内閣府令で定める者（第三項に規定する基準日を内閣総理大臣に届け出た者に限る。）が保有する株券等（以下この条において「特例対象株券等」という。）に係る大量保有報告書は、第二十七条の二十三第一項本文の規定にかかわらず、株券等保有割合が初めて百分の五を超えることとなつた基準日における当該株券等の保有状況に関する事項で内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 特例対象株券等に係る変更報告書（当該株券等が特例対象株券等以外の株券等になる場合の変更に係るものを除く。）は、第二十七条の二十五第一項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。
 - 一 前項の大量保有報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合

その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該大量保有報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなつた場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の当該大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、特例対象株券等の保有者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

(大量保有報告書等の送付)

第二十七条の二十七 株券等の保有者は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出したときは、遅滞なく、これらの書類の写しを当該株券等の発行者である会社及び次の各号に掲げる株券等の区分に応じ当該各号に定める者に送付しなければならない。

一 証券取引所に上場されている株券等の発行者である会社が発行者である株券等当該証券取引所

二 流通状況が前号に掲げる株券等に準ずるものとして政令で定める株券等の発行者である会社が発行者である株券等 政令で定める証券業協会

(大量保有報告書等の縦覧)

第二十七条の二十八 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書を、これらの書類を受理した日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 証券取引所及び政令で定める証券業協会は、前条の規定により送付された前項に規定する書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所に備え置き、これらの書類の写しの送付を受けた日から五年間、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書に記載された取得資金に関する事項について、当該資金が銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下この項において「銀行等」という。）からの借入れによる場合（内閣府令で定める場合を除く。）には、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、当該銀行等の名称を公衆の縦覧に供しないものとし、これらの書類を提出した者は、当該銀行等の名称を削除してこれらの書類の写しを送付するものとする。

(準用)

第二十七条の二十九 第九条第一項及び第十条第一項の規定は、大量保有報告書及び変更報告書について準用する。この場合において、同項中「提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項又は第二項の規定による届出の効力の停止」とあるのは、「提出」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、前項において準用する第九条第一項又は第十条第一項の規定により大量保有報告書又は変更報告書につき訂正報告書が提出された場合について準用する。

(内閣総理大臣の権限)

第二十七条の三十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、大量保有報告書の提出者又は当該提出者の共同保有者その他の関係者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

○証券取引法施行令（昭和四十年九月三十日政令第三百二十一号）

(金融機関の指定)

第一条の九 法第二条第八項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項、第五項及び第六項、第五十四条第一項第四号、第六十五条、第六十五条の二第一項、第三項及び第九項、第六十五条の三並びに第六十六条の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社
- 二 無尽会社
- 三 証券金融会社
- 四 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券、新株引受権証書、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
 - 二 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの
 - 三 法第二条第一項第十号の三 に掲げる有価証券で、前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの
- 2 法第二十七条の二十三第一項に規定する流通状況が証券取引所に上場されているものに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券は、店頭売買有価証券とする。

(対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲)

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項 に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第一項第十号の二 に掲げる有価証券で、対象有価証券（法第二十七条の二十三第二項 に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）を表示するもの
- 二 法第二条第一項第十号の三 に掲げる有価証券で、対象有価証券に係る権利を表示するもの
- 三 社債券（新株予約権付社債券を除く。）で、対象有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限る。）により償還することができる旨の特約が付されているもの（社債券を保有する者が当該社債券の発行会社に対し対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。）
- 四 法第二条第一項第九号 に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(報告期間に算入しない休日)

第十四条の五 法第二十七条の二十三第一項 に規定する政令で定める休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項 各号に掲げる日（日曜日を除く。）とする。

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項 に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株券（議決権のない株式に係る株券を除く。）
- 二 新株引受権証書（新株引受権として議決権のない株式のみを引き受ける権利のみを付与されているものを除く。）

三 新株予約権証券及び新株予約権付社債券（新株予約権として議決権のない株式のみを取得する権利のみを付与されているものを除く。）

四 外国法人の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（株券等の引渡請求権を有する者に準ずる者）

第十四条の六 法第二十七条の二十三第三項 に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 株券等（法第二十七条の二十三第一項 に規定する株券等をいう。以下この章において同じ。）の売買の一方の予約（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）を行つている者

二 株券等の売買に係るオプション（当該オプションが第十四条の四の二第一号に掲げる有価証券において表示されている場合を除く。）の取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている者

（特別の関係）

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項 に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 夫婦の関係

二 会社の総株主又は総社員の議決権（法第二十八条の四第三項 に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有している者（以下この条において「支配株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（短期大量譲渡の基準）

第十四条の八 法第二十七条の二十五第二項 に規定する政令で定める基準は、同項 の変更報告書に記載すべき変更後の株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項 に規定す

る株券等保有割合をいう。以下この条において同じ。)が、当該変更報告書に係る大量保有報告書(法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。)又は当該大量保有報告書に係る他の変更報告書(法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。)に記載された又は記載すべきであつた株券等保有割合(当該変更後の株券等保有割合の計算の基礎となつた日の六十日前の日以後の日を計算の基礎とするもの及び当該六十日前の日の前日以前の日を計算の基礎とするもので当該六十日前の日に最も近い日を計算の基礎とするものに限る。)のうち最も高いものの二分の一未満となり、かつ、当該最も高いものより百分の五を超えて減少したこととする。

(上場株券等に準ずる株券等)

第十四条の九 法第二十七条の二十七第二号(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

○株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

(定義)

第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象有価証券カバードワラント 証券取引法(昭和三十二年法律第二十五号。以下「法」という。)第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で対象有価証券(法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。)に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る対象有価証券の売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を表示するものをいう。
- 二 対象有価証券預託証券 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で対象有価証券に係る権利を表示するものをいう。
- 三 株券預託証券 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものをいう。
- 四 株券関連預託証券 対象有価証券預託証券のうち、株券預託証券以外のものをいう。
- 五 対象有価証券償還社債 社債券のうち、一定の条件の下に当該社債券の発行会社以外の会社が発行した対象有価証券により償還されるもの(当該社債券を保有する者が

当該社債券の発行会社に対し当該対象有価証券による償還をさせることができる権利を有しているものに限る。)をいう。

(発行者の定義)

第一条の二 法第二十七条の二十三第一項 に規定する内閣府令で定める有価証券は、次の各号に掲げる有価証券とし、同項 に規定する内閣府令で定める者は、当該各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に掲げる者とする。

- 一 対象有価証券カバードワラント 対象有価証券の発行者
- 二 対象有価証券預託証券 対象有価証券の発行者
- 三 対象有価証券償還社債 対象有価証券の発行者
- 四 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの 対象有価証券の発行者

(大量保有報告書の記載内容等)

第二条 法第二十七条の二十三第一項 の規定による大量保有報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

(大量保有報告書を提出する必要がない場合)

第三条 法第二十七条の二十三第一項 ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 保有株券等の総数（同条第四項に規定する保有株券等の総数をいう。以下この条において同じ。）に増加がない場合
- 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加する場合
- 三 株主がその有する株式の数に応じて割り当てられた新株引受権に基づき発行された新株引受権証券を取得することのみによって保有株券等の総数が増加する場合

(権限を有することを知った有価証券)

第三条の二 法第二十七条の二十三第三項 に規定する内閣府令で定める有価証券は、株券預託証券とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するもの)

第四条 法第二十七条の二十三第四項 に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項 に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。

- 一 信託業を営む者が信託財産として保有する株券等（その者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項 各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）
- 二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により保有する株券等（引受けの場合にあっては当該株券等の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあっては当該株券等の受渡期日の翌日以後保有するものを除く。）
- 三 証券会社が法第百五十六条の二十四第一項 に規定する信用取引により保有する株券等
- 四 法第百五十六条の二十四第一項 に規定する業務を営む者が当該業務として保有する株券等
- 五 売付けの約定をして受渡しを了していない株券等（約定日から五日（日曜日及び証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の五 に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に受渡しを行うものに関し、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株券を除く。）
- 六 証券取引所で行われる銘柄の異なる複数の株券の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより保有する株券（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後保有するものを除く。）
- 七 厚生年金基金、厚生年金基金連合会又は年金資金運用基金が保有する株券等（株券を除く。）
- 八 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号 に規定する郵便貯金資金又は同項第五号 に規定する簡易生命保険資金の運用として保有する株券等（株券を除く。）
- 九 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有する代理権に基づき保有する株券等
- 十 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条第一項 又は第二百十一条ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした株券等を信託された者が保有する当該株券等（当該信託された者が当該株券等について法第二十七条の二十三第三項 各号に掲げる者に該当しない場合に限る。）
- 十一 会社が株式を消却するために取得した株券

（新株引受権証書等の換算）

第五条 法第二十七条の二十三第四項 に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

- 一 新株引受権証券については、新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数））とする方法
- 二 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法
- 三 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法
- 四 外国法人が発行者である証券又は証券で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証券に準じて株式に換算した数とする方法
- 五 対象有価証券カバーワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバーワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法
 - イ 株券 当該対象有価証券カバーワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる株式の数
 - ロ 新株引受権証券 当該対象有価証券カバーワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株引受権証券又は新株引受権証券の新株引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数））
 - ハ 新株予約権証券 当該対象有価証券カバーワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
 - ニ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券カバーワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
 - ホ 外国法人が発行者である証券又は証券で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券カバーワラントにおいて表示される株式の数
 - ヘ 外国法人が発行者である証券又は証券で新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証券に準じて株式に換算した数
- 六 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法
 - イ 株券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数

- ロ 新株引受権証券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株引受権証券の新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数））
 - ハ 新株予約権証券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
 - ニ 新株予約権付社債券 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
 - ホ 外国法人が発行者である証券又は証券で株券の性質を有するもの 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である株式の数
 - ヘ 外国法人が発行者である証券又は証券で新株引受権証券、新株予約権証券又は新株付社債券の性質を有するもの 内国法人が発行者である証券又は証券に準じて株式に換算した数
- 七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法
- イ 株券 当該償還を受ける株式の数
 - ロ 新株引受権証券 当該償還を受ける新株引受権証券の新株の引受権の目的である株式の数（新株の引受権の目的である株式の発行価格及び発行価額の総額が表示されている場合には、当該発行価額の総額を当該発行価格で除して得た数（一未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た数））
 - ハ 新株予約権証券 当該償還を受ける新株予約権証券の新株予約権の目的である株式の数
 - ニ 新株予約権付社債券 当該償還を受ける新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
 - ホ 外国法人が発行者である証券又は証券で株券の性質を有するもの 償還を受ける株式の数
 - ヘ 外国法人が発行者である証券又は証券で新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するもの 内国法人の発行する証券又は証券に準じて株式に換算した数

（株券等保有割合に加算しない有価証券）

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項 に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- 一 株券

二 法第二条第一項第十号の三 に掲げる有価証券で株券又は同項第九号 に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するものとする。

(みなし共同保有者から除外されるための保有株券等の数の基準)

第六条 法第二十七条の二十三第六項 ただし書に規定する内閣府令で定める数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるものとする。

- 一 内国会社の発行する株券等 二十株（商法第二百十一条第一項 の規定により一単元の株式の数を定めている会社の場合には、二十単元）
- 二 外国法人の発行する株券等 発行済株式の総数の百分の一に相当する数

(法第二十七条の二十四 に規定する通知書の記載内容)

第七条 法第二十七条の二十四 に規定する通知書には、通知書の作成の日、顧客が議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券の発行者である会社の名称、当該株券の数、当該株券について当該顧客がこれらの権限を有する旨及び当該会社の発行する株券の取得又は処分の状況を記載しなければならない。

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項 の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(変更報告書を提出する必要がない場合)

第九条 法第二十七条の二十五第一項 ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 株券等保有割合（法第二十七条の二十三第四項 に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。）が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合
- 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る新株予約権の目的である株式の発行価格の調整のみによって保有株券等の総数が増加し又は減少する場合
- 三 第三条第三号に掲げる場合

(短期大量譲渡に該当する場合の変更報告書の記載内容)

第十条 法第二十七条の二十五第二項 の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合には、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(4) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて、第二号様式により記載するものとする。

(特例対象株券等の保有者である証券会社等の者)

第十一条 法第二十七条の二十六第一項 に規定する証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券会社、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項 の免許を受けたものに限る。）、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二十四条第一項 の認可を受けたものに限る。）、農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 二 外国の法令に準拠して外国において、証券業、銀行業、信託業又は保険事業を営む者、投資信託の委託者となることを業とする者及び投資顧問業を営む者（法第二十七条の二十三第三項第二号 に規定する投資一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者に限る。）であって前号に掲げる者以外の者
- 三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構
- 四 前三号に掲げる者（以下この条及び第十三条において「証券会社等」という。）を共同保有者（法第二十七条の二十三第五項 に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）とする者であって証券会社等以外の者

(特例対象株券等から除外される場合の株券等保有割合の基準)

第十二条 法第二十七条の二十六第一項 に規定する内閣府令で定める数は、百分の十とする。

(保有の態様その他の事情を勘案し特例対象株券等から除外される場合)

第十三条 法第二十七条の二十六第一項 に規定する内閣府令で定める場合は、証券会社等に証券会社等でない共同保有者がいる場合において、当該共同保有者に証券会社等である共同保有者がいないものとみなして計算した当該共同保有者の株券等保有割合が百分の一を超える場合とする。

(特例対象株券等の保有者である国等の者)

第十四条 法第二十七条の二十六第一項 に規定する国、地方公共団体その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 国及び地方公共団体
- 二 前号に掲げる者を共同保有者とする者であって前号に掲げる者以外の者

(特例対象株券等に係る大量保有報告書等の記載内容等)

第十五条 法第二十七条の二十六第一項の規定による大量保有報告書又は同条第二項の規定による変更報告書に提出すべき者は、第三号様式により当該報告書四通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(株券等保有割合が大幅に増加し又は減少した場合として定める基準)

第十六条 法第二十七条の二十六第二項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、株券等保有割合が同条第一項に規定する大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少したこととする。

(特例対象株券等に係る変更報告書を提出しなければならない場合)

第十七条 法第二十七条の二十六第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 変更報告書に係る基準日の属する月の後の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日
- 二 変更報告書に記載された株券等保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日
- 三 変更報告書に記載された株券等保有割合が基準日以外の月の末日におけるものである場合において、その月の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該後の基準日以外の月の末日の属する月の翌月十五日
- 四 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日
- 五 法第二十七条の二十五第一項の規定による変更報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該変更報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日
- 六 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の大

量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合 当該基準日の属する月の翌月十五日

七 法第二十七条の二十三第一項の規定による大量保有報告書に記載された株券等保有割合の計算の基礎となった日の後の基準日以外の月の末日における株券等保有割合が当該大量保有報告書に記載された株券等保有割合より百分の二・五以上増加し又は減少した場合 当該末日の属する月の翌月十五日

(特例対象株券等の保有者となるための基準日の届出)

第十八条 法第二十七条の二十六第三項に規定する基準日の届出をしようとする者は、第四号様式により届出書二通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 前項の基準日を変更しようとするときは、第四号様式により届出書二通を作成し、あらかじめ財務局長等に提出しなければならない。

(大量保有報告書等の提出先)

第十九条 大量保有報告書又は変更報告書を提出する場合において、その提出者が外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者であるときは、その者の本店又は主たる事務所の所在地（個人の場合にあっては、その住所又は居所。次条において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、同法第六条第一項第六号に規定する非居住者であるときは、関東財務局長に、それぞれ提出しなければならない。

2 前項の規定により財務局長等に提出した大量保有報告書又は変更報告書の訂正報告書は、当該財務局長等に提出しなければならない。

3 第一項の規定は、前条の規定による届出書を提出する場合に準用する。

(大量保有報告書等の備置き及び公衆縦覧)

第二十条 大量保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書は、関東財務局、これらの報告書に係る発行者である会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）及びこれらの報告書の提出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供する。

第二十一条 証券取引所及び証券業協会は、法第二十七条の二十八第二項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により、その業務時間中大量

保有報告書及び変更報告書並びにこれらの訂正報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(公衆縦覧に供する場合)

第二十二条 法第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める場合は、大量保有報告書若しくは変更報告書又はこれらの訂正報告書を提出する者が、同項に規定する銀行等からの借入れを行った際に当該借入れをこれらの報告書に係る株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしたときであって、その旨をこれらの報告書に記載した場合とする。

(株式保有状況通知書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用)

第二十二条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。

(大量保有報告書の写しの送付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条の三 法第二十七条の三十の十一第四項に規定する内閣府令で定める場合は、株券等の保有者において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該株券等の発行者である会社に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の三十の十一第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 株券等の保有者の使用に係る電子計算機と株券等の発行者である会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 株券等の保有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書類に記載すべき事項を電気通信回線を通じて株券等の発行者である会社の縦覧に供し、当該株券等の発行者である会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、株券等の保有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書類に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、株券等の発行者である会社がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、株券等の所有者の使用に係る電子計算機と、株券等の発行者である会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に規定する方法のうち株券等の所有者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 第一項の規定による承諾を得た株券等の所有者は、当該株券等の発行者である会社から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該株券等の発行者である会社に対し、当該書類に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該株券等の発行者である会社が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】 (2)

【根拠条文】

法第27条の__第1項

【提出先】

__財務(支)局長

【氏名又は名称】(3)

【住所又は本店所在地】(3)

【報告義務発生日】(4)

平成 年 月 日

【提出日】

平成 年 月 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】(5)

第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	
会社コード	
上場・店頭の別	
上場証券取引所	
本店所在地	

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)／1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【保有目的】(9)

--

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券（株）			
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株）	S
------------	---

(平成 年 月 日現在)	
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (11)

年 月 日	株券等の種類	数 量	取得又は処分の別	単 価

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (12)

--

(6) 【保有株券等の取得資金】 (13)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所 在 地	借入 目的	金額 (千円)
1						

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(17)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)			
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		

保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R
---------------------------------------	---

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	S
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券（株）			
新株引受権証券（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の 数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 年 月 日現在）	S
上記提出者の	

株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 記載事項のうち「第2 提出者に関する事項」には、提出者の株券等の保有状況について記載し、「第3 共同保有者に関する事項」には、共同保有者がいる場合にのみ、各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」には、共同保有者がいる場合にのみ、提出者及び共同保有者の株券等の保有状況を一括して記載すること。共同保有者がいない場合には、この様式のうち「第3 共同保有者に関する事項」及び「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に係る部分は提出することを要しない。
- b 大量保有報告書又は変更報告書（以下この様式において「報告書」という。）の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者及び当該共同保有者のそれぞれの株券等の保有状況について、別々に「第2 提出者に関する事項」に記載するとともに、これらの者の株券等の保有状況を一括して「第4 提出者及び共同保有者に関する総括表」に記載すること。
- c 会社の株券等が新たに証券取引所に上場され、又は店頭売買有価証券として証券業協会に登録されたことにより、大量保有者となった者は、当該上場又は登録の日から5日（日曜日及び証券取引法施行令第14条の5に規定する休日の日数は、算入しない。）以内にこの報告書を提出すること。
- d 変更報告書は、株券等保有割合に100分の1以上の増加又は減少があった場合のほか、提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、保有目的の変更、保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更、共同保有者の変更、共同保有者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更、共同保有者の保有株券等の内訳の変更（軽微なものを除く。）その他の大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合に提出すること。
- e 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項のすべてについて、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。ただし、「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄又は「第3 共同保有者に関する事項」の「(1) 共同保有者の概要」欄に記載した事項のみが変更した場合には、当該変更のあった欄並びに「第1 発行会社に関する事項」及び「第2 提出者に関する事項」の「(1) 提出者の概要」欄以外の欄に記載することを要しない。
- f 報告書に係る訂正報告書については、発行会社の名称及び会社コード、提出者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地並びに訂正される報告書の報告義務発生日を記載し、訂正事項については、その訂正前・訂正後が分かるように記載すること。

(2) 提出書類

「大量保有報告書」又は「変更報告書」のいずれかを記載し、「変更報告書」である場合には、大量保有報告書を提出した後、最初に提出した変更報告書から数えた通し番号を記載すること。

(3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地

- a 報告書の提出者本人（代理人が提出する場合には当該代理人）の氏名又は名称及び住所又

は本店所在地を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること）。なお、代理人が提出する場合には、報告書の提出を委任した者が、当該代理人に、報告書の提出に関する一切の行為につき、当該委任した者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること）。

b 報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、委任を受けた者の氏名又は名称及び住所又は本店所在地を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて押印すること）。なお、当該共同保有者が、当該提出者に報告書の提出に関する一切の行為につき、当該共同保有者を代理する権限を付与したことを証する書面を添付すること（当該報告書を書面で提出する場合には、報告書1通につき1通ずつ添付すること）。

c 「氏名又は名称」欄については、法人の場合には、法人の名称及び代表者の役職氏名を記載すること（当該報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること）。

d 報告書の提出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。以下この様式及び第四号様式において同じ。）の場合には、原語名を括弧内に記載すること。

(4) 報告義務発生日

大量保有報告書にあつては大量保有者となった日を、変更報告書にあつては当該変更報告書に記載すべき変更があつた日を記載すること。

(5) 提出形態

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には「連名」と記載し、それ以外の場合には「その他」と記載すること。

(6) 発行会社に関する事項

a 「会社コード」欄には、証券コード協議会の証券コードを記載すること。

b 「上場・店頭別の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場証券取引所」欄には、上場しているすべての証券取引所の名称を記載すること。

(7) 提出者（大量保有者）／1

報告書の提出者が、共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書の一つにまとめて提出する場合には、当該提出者の株券等の保有状況を「1 提出者（大量保有者）／1」とし、当該共同保有者の株券等の保有状況を順に「2 提出者（大量保有者）／2」、「3 提出者（大量保有者）／3」と通し番号を付して記載すること。

(8) 提出者の概要

a 「個人・法人の別」欄には、個人の場合には「個人」と記載し、法人の場合には「法人（）」として括弧内に「株式会社」、「有限会社」、「合名会社」、「合資会社」等具体的な会社形態を記載すること。組合（民法（明治29年法律第89号）第667条に規定する組合その他の法人格を有さない組合をいう。以下この号及び(12)において同じ。）又は社団等の場合には、当該組合又は社団等を保有者として提出せず、株券等を所有し、又は法第27条の23第3項各号に規定する者に該当する業務執行組合員等を保有者として提出すること。また、この場合、その旨を報告書の「(5) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すること。

b 報告書の提出者が非居住者の場合には、「氏名又は名称」欄に、原語名を括弧書すること。

c 提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは

は名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。

d 提出者が個人の場合は「② 個人の場合」欄に、法人の場合は「③ 法人の場合」欄にそれぞれ記載すること。

e 「設立年月日」欄には、法人設立の登記年月日を記載すること。

f 「事業内容」欄には、報告書の提出義務が発生した日現在の当該法人の定款等に記載された主要な目的を記載すること。

(9) 保有目的

「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

(10) 上記提出者の保有株券等の内訳

a 保有株券等の内訳は、その日の取引がすべて終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、株券以外のものについては株式に換算した数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株の引受権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。

なお、「新株予約権証券」に商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（(11)のbにおいて「旧新株引受権証券」という。）が含まれる場合又は「新株予約権付社債券」に同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（(11)のbにおいて「旧転換社債等」という。）が含まれる場合には、その旨及び株式に換算した数を注記すること。

b 「法第27条の23第3項本文」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する株券等（売買その他の契約に基づき、引渡請求権を有する株券等を含む。）の数を記載すること。

c 「法第27条の23第3項第1号」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）であって、会社の事業活動を支配する目的をもって保有するものの数を記載すること。

d 「法第27条の23第3項第2号」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

e 「発行済株式総数」欄には、原則として、報告義務が発生した日の発行済株式総数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書又は半期報告書、直近の商業登記簿等に記載された発行済株式総数を記載しても差し支えない。

f 「上記提出者の株券等保有割合」欄には、小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁まで算出した割合を記載すること。

g 変更報告書を提出する場合には、「直前の報告書に記載された株券等保有割合」欄に、当該変更報告書の直前の報告書に記載された株券等保有割合を記載すること。

h 信託業を営む者が信託契約に基づいて株券等を保有する場合に、当該信託業を営む者が法第27条の23第3項本文及び同項第1号に該当するとき、又は同項本文及び同項第2号に該当するときは、それぞれ、「法第27条の23第3項本文」欄ではなく、「法第27条の23第3項第1号」欄又は「法第27条の23第3項第2号」欄に記載すること。

i 新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。ただし、新株引受

権証券を交付して新株の引受けの申込みをした場合には、株券が発行されるまでの間は当該新株引受権証券を保有しているものとみなして「新株引受権証券」欄に記載すること。

- j 信用取引において、顧客（証券会社を含む。）が証券会社から株券の貸付けを受けたことにより、当該証券会社に対して返還義務を有する場合には、当該借入株券の数に相当する数を「信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数」欄に記載すること。
 - k 株券等を共有（民法第249条に規定する共有をいう。以下この号及び(12)において同じ。）により保有する場合は、共有持分を自分の所有として記載すること。また、共有者は、原則として、共同保有者に該当することとなるので、共有者の共有持分は共同保有者の保有株券等として記載すること。ただし、共有により保有する株券等について、議決権の行使権限若しくはその指図権限又は投資権限を委任されているような場合は、その分は自己保有分として記載すること。
 - l 相続財産については、相続人が一人の場合は、相続人は、単純承認又は限定承認により相続が確定するまでの間は、当該相続財産に属する株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。また、相続人が数人いる場合は、相続人は、相続財産に属する株券等に係る遺産分割が了しない間は当該株券等を未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。
- (11) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況
- a 報告義務が発生した日の60日前の日の翌日以後、報告義務が発生した日までの間の株券等の取得又は処分の状況について記載すること。この場合、1日に2回以上取得又は処分を行ったときは、取得又は処分のそれぞれ1日分を合算して記載すること。ただし、平成2年12月1日より前の株券等の取得又は処分の状況については、記載することを要しない。
 - b 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。なお、旧新株引受権証券又は旧転換社債等（第二号様式の記載上の注意bにおいて「旧新株引受権証券等」という。）がある場合には、その旨を注記すること。
 - c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。
 - d 「取得又は処分の別」欄には、「取得」又は「処分」のいずれかを記載すること。
 - e 「単価」欄には、売買により株券等を取得し、又は処分した場合には、売買単価を記載すること。ただし、有価証券市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって取得し、又は処分した場合には、この欄の記載を要しない。贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等売買以外の方法により株券等を取得し、又は処分した場合にはその旨記載すること。
- (12) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約
- 保有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を組合又は社団等の業務執行組合員等として保有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。
- (13) 保有株券等の取得資金
- a 取得資金の内訳
報告義務が発生した日に保有する株券等を取得する際に要した資金（累計）の内訳及び合計を記載すること。「上記（V）の内訳」欄には、贈与、相続、代物弁済、交換、無償交付等具体的な取得原因を記載すること。ただし、平成2年12月1日より前に取得された株券等に係る取得資金については、記載することを要しない。
 - b 借入金の内訳
「① 取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。

「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」（証券取引法施行令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）、「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。

「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関（以下この様式において「銀行等」という。）からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「② 借入金の内訳」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③ 借入先の名称等」の「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。

c 借入先の名称等

この欄には、「② 借入金の内訳」において「1」を記載した借入金について、その借入先の「番号」、「名称（支店名）」、「代表者氏名」及び「所在地」を記載すること。なお、当該報告書を書面で提出する場合において、報告者が報告書の写しを証券取引所又は日本証券業協会及び発行会社に送付する際には、本欄を削除して送付すること。訂正報告書についても同様とすること。

(14) 共同保有者に関する事項

報告書の提出者が共同保有者全員の委任を受けて当該提出者及び当該共同保有者全員の報告書を一つにまとめて提出する場合には、「第3 共同保有者に関する事項」の下に「該当事項なし」と記載し、「1 共同保有者／1」については記載することを要しない。

(15) 共同保有者／1

各共同保有者の株券等の保有状況について別々に記載し、順に「1 共同保有者／1」、「2 共同保有者／2」と通し番号を付して記載すること。

(16) 共同保有者の概要

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(1)提出者の概要」に準じて記載すること。

(17) 上記共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者が了知している範囲で、「第2 提出者に関する事項」の「(3)上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

(18) 提出者及び共同保有者

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の氏名又は名称のみを記載すること（提出者及び共同保有者が非居住者の場合には、原語名を括弧内に記載すること。）。

(19) 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳

共同保有者がいる場合に、提出者及び共同保有者の保有株券等の数を合計して、「第2 提出者に関する事項」の「(3) 上記提出者の保有株券等の内訳」に準じて記載すること。

継続開示書類の制度趣旨と開示内容

有価証券報告書

証券取引所に上場されている有価証券の発行会社等が、事業年度ごとに、企業集団の事業内容、財務内容等の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を開示して、有価証券の公正円滑な流通の確保と投資者保護に資することを目的としている。

主な開示項目

企業集団の概況、企業集団の事業の状況、提出会社の状況(株式の総数、新株予約権等の状況、大株主の状況、議決権の状況、役員の状況、コーポレート・ガバナンスの状況等)、企業集団の経理の状況、提出会社の参考情報等

半期報告書

1年決算会社における年1回の有価証券報告書による企業集団の事業内容、財務内容等の開示に加え、半期の事業及び財務の状況等を記載内容とする半期報告書を提出することにより、流通市場における開示の機会を増やして、投資者保護に資することを目的としている。

主な開示項目

企業集団の概況、企業集団の事業の状況、提出会社の状況(株式の総数、新株予約権等の状況、大株主の状況、議決権の状況、役員の状況等)、企業集団の経理の状況、提出会社の参考情報等

臨時報告書

投資者の的確な判断に資することによる流通市場の健全な発展と投資者保護の観点から、企業内容等に関して発生した重要な事実であって、特に投資者に適時に開示した方がよいと思われる事項について、有価証券報告書又は半期報告書の提出を待たずにその開示を求めるものである。

主な提出事由

- ① 提出会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが海外において開始された場合
 - ② 提出会社が発行者である有価証券を募集によらないで発行する決議があった場合
 - ③ 提出会社が発行者である有価証券を本邦以外の地域において50名未満の者を相手方とする募集により発行する旨の決議があった場合
- 等

有価証券報告書・半期報告書の開示項目

有価証券報告書	半期報告書
<p>第一部 企業情報</p> <p>第1 企業の概況</p> <p>1 主要な経営指標等の推移</p> <p>2 沿革</p> <p>3 事業の内容</p> <p>4 関係会社の状況</p> <p>5 従業員の状況</p> <p>第2 事業の状況</p> <p>1 業績等の概要</p> <p>2 生産、受注及び販売の状況</p> <p>3 対処すべき課題</p> <p>4 事業等のリスク</p> <p>5 経営上の重要な契約等</p> <p>6 研究開発活動</p> <p>7 財政状態及び経営成績の分析</p> <p>第3 設備の状況</p> <p>1 設備投資等の概要</p> <p>2 主要な設備の状況</p> <p>3 設備の新設、除却等の計画</p> <p>第4 提出会社の状況</p> <p>1 株式等の状況</p> <p>(1) 株式の総数等</p> <p>(2) 新株予約権等の状況</p> <p>(3) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>(4) 所有者別状況</p> <p>(5) 大株主の状況</p> <p>(6) 議決権の状況</p> <p>(7) ストックオプション制度の内容</p> <p>2 自己株式の取得等の状況</p> <p>3 配当政策</p> <p>4 株価の推移</p> <p>5 役員の状況</p> <p>6 コーポレート・ガバナンスの状況</p> <p>第5 経理の状況</p> <p>1 連結財務諸表等</p> <p>(1) 連結財務諸表</p> <p>(2) その他</p> <p>2 財務諸表等</p> <p>(1) 財務諸表</p> <p>(2) 主な資産及び負債の内容</p> <p>(3) その他</p> <p>第6 提出会社の株式事務の概要</p> <p>第7 提出会社の参考情報</p> <p>1 提出会社の親会社等の情報</p> <p>2 その他の参考情報</p> <p>第二部 提出会社の保証会社等の情報</p> <p>第1 保証会社情報</p> <p>1 保証の対象となっている社債</p> <p>2 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>(1) 保証会社が提出した書類</p> <p>(2) 上記書類を縦覧に供している場所</p> <p>3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項</p> <p>第2 保証会社以外の会社の情報</p> <p>1 当該会社の情報の開示を必要とする理由</p> <p>2 継続開示会社たる当該会社に関する事項</p> <p>3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項</p> <p>第3 指数等の情報</p> <p>1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由</p> <p>2 当該指数等の推移</p>	<p>第一部 企業情報</p> <p>第1 企業の概況</p> <p>1 主要な経営指標等の推移</p> <p>2 事業の内容</p> <p>3 関係会社の状況</p> <p>4 従業員の状況</p> <p>第2 事業の状況</p> <p>1 業績等の概要</p> <p>2 生産、受注及び販売の状況</p> <p>3 対処すべき課題</p> <p>4 経営上の重要な契約等</p> <p>5 研究開発活動</p> <p>第3 設備の状況</p> <p>1 主要な設備の状況</p> <p>2 設備の新設、除却等の計画</p> <p>第4 提出会社の状況</p> <p>1 株式等の状況</p> <p>(1) 株式の総数等</p> <p>(2) 新株予約権等の状況</p> <p>(3) 発行済株式総数、資本金等の推移</p> <p>(4) 大株主の状況</p> <p>(5) 議決権の状況</p> <p>2 株価の推移</p> <p>3 役員の状況</p> <p>第5 経理の状況</p> <p>1 中間連結財務諸表等</p> <p>(1) 中間連結財務諸表</p> <p>(2) その他</p> <p>2 中間財務諸表等</p> <p>(1) 中間財務諸表</p> <p>(2) その他</p> <p>第6 提出会社の参考情報</p> <p>第二部 提出会社の保証会社等の情報</p> <p>第1 保証会社情報</p> <p>1 保証の対象となっている社債</p> <p>2 継続開示会社たる保証会社に関する事項</p> <p>(1) 保証会社が提出した書類</p> <p>(2) 上記書類を縦覧に供している場所</p> <p>3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項</p> <p>第2 保証会社以外の会社の情報</p> <p>1 当該会社の情報の開示を必要とする理由</p> <p>2 継続開示会社たる当該会社に関する事項</p> <p>3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項</p> <p>第3 指数等の情報</p> <p>1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由</p> <p>2 当該指数等の推移</p>

臨時報告書の提出事由

- ① 提出会社が発行者である有価証券の募集又は売出しが海外において開始された場合
- ② 提出会社が発行者である有価証券を募集によらないで発行する決議があった場合、又は、本邦以外の地域において50名未満の者を相手方とする募集により発行する決議があった場合。
- ③ ストックオプションの発行の決議があった場合
- ④ 提出会社の親会社又は特定子会社の異動があった場合
- ⑤ 提出会社の主要株主の異動があった場合
- ⑥ 提出会社に重要な災害が発生し、それがやんだ場合
- ⑦ 提出会社に対する一定の訴訟が提起された場合又はそれが解決した場合
- ⑧ 提出会社が完全親会社となる一定の株式交換又は提出会社が完全子会社となる株式交換に掛かる契約が締結された場合
- ⑨ 株式移転に係る株主総会の決議があった場合
- ⑩ 提出会社の一定の分割に係る計画の承認又は契約の締結がされた場合
- ⑪ 提出会社の一定の合併又は消滅合併に係る契約が締結された場合
- ⑫ 提出会社の一定の営業若しくは事業の譲渡又は譲受けに係る契約が締結された場合
- ⑬ 提出会社の代表取締役の異動があった場合
- ⑭ 提出会社に係る破産手続き開始の申立て、民事再生手続き開始の申立て、更生手続き開始の申立て、商法の規定による生理開始の申立て又はこれらに準ずる事実があった場合
- ⑮ 提出会社に多額の取立不能債権又は取立遅延債権が発生した場合
- ⑯ 提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合
- ⑰ 株式公開情報の発生・変更の場合
- ⑱ 連結子会社に重要な災害が発生し、それがやんだ場合
- ⑲ 連結子会社に一定の訴訟が提起された場合又はそれが解決した場合
- ⑳ 連結子会社について一定の株式交換に係る契約が締結された場合
- 21 連結子会社について一定の株式移転に係る株主総会の決議があった場合
- 22 連結子会社について一定の分割に係る計画の承認又は契約の締結がされた場合
- 23 連結子会社について一定の合併に係る契約が締結された場合
- 24 連結子会社について一定の営業若しくは事業の譲渡又は譲受けに係る契約が締結された場合
- 25 連結子会社に係る破産の申立て等があった場合
- 26 連結子会社に多額の取立不能債権又は取立遅延債権が発生した場合
- 27 連結子会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生した場合

企業内容等の開示に関する内閣府令 第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	平成 年 月 日
【事業年度】	第 期（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）
【会社名】（2）	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】（2-2）	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】（3）	名称 _____ (所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（4）
- 2【沿革】（5）
- 3【事業の内容】（6）
- 4【関係会社の状況】（7）
- 5【従業員の状況】（8）

第2【事業の状況】

- 1【業績等の概要】（9）
- 2【生産、受注及び販売の状況】（10）
- 3【対処すべき課題】（11）
- 4【事業等のリスク】（11-2）
- 5【経営上の重要な契約等】（12）
- 6【研究開発活動】（13）
- 7【財政状態及び経営成績の分析】（13-2）

第3【設備の状況】

- 1【設備投資等の概要】（14）
- 2【主要な設備の状況】（15）
- 3【設備の新設、除却等の計画】（16）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】(17)

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
計	

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数(株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は 登録証券業 協会名	内容
計			—	—

(2)【新株予約権等の状況】(17-2)

	事業年度末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の 種類		
新株予約権の目的となる株式の 数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】(18)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高(円)

(4)【所有者別状況】(19)

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会 社	その他 の法人	外国法人等		個人そ の他	
					個人以 外	個人		計
株主数(人)								—

所有株式数 (単元)									
所有株式数の 割合 (%)								100	—

(5) 【大株主の状況】 (20)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
計	—		

(6) 【議決権の状況】 (21)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式 等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式 等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名 称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
計	—				

(7) 【ストックオプション制度の内容】 (22)

決議年月日	
付与対象者の区分及び人数	
新株予約権の目的となる株式 の種類	
株式の数	
新株予約権の行使時の払込金 額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
----------------	--

2【自己株式の取得等の状況】

(1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】(23)

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】(24)

【株式の種類】 _____

イ【定時総会決議による買受けの状況】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
定時株主総会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存授權株式の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ロ【子会社からの買受けの状況】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【取締役会決議による買受けの状況】

年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会での決議状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存決議株式数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】

年 月 日現在

区分	処分、消却又は移転株式数 (株)	処分価額の総額(円)
新株発行に関する手続きを準用する処分 を行つた取得自己株式		
消却の処分を行つた取得自己株式		
合併、株式交換、会社分割に係る取得自 己株式の移転		

ホ【自己株式の保有状況】

年 月 日現在

区分	株式数(株)
保有自己株式数	

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】(25) 年 月 日現在

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
自己株式取得に係る決議			

(2)【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】(26)

①【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】(27)

【株式の種類】 _____

イ【資本減少のための買受けの状況】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会での特別決議の状況 (年 月 日決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ロ【定款の定めによる利益による消却のための買受け等の状況】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ハ【償還株式の消却のための買受け等の状況】 年 月 日現在

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
定款の定めの内容 (年 月 日定款変更決議)		
前決議期間における取得自己株式		
残存株式等の総数及び価額の総額		
未行使割合(%)		

ニ【取得自己株式の処理状況】 年 月 日現在

区分	消却株式数(株)	処分価額の総額(円)
資本減少のための取得自己株式		
定款の定めによる利益による消却のための取得自己株式		
償還株式の消却のための取得自己株式		
計		

ホ【自己株式の所有状況】 年 月 日現在

区分	株式数(株)
資本減少のための所有自己株式数	
定款の定めによる利益による消却のための所有自己株式数	

償還株式の消却のための所有自己株式数	
計	

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】(28)

3【配当政策】(29)

4【株価の推移】(30)

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次					
決算年月					
最高 (円)					
最低 (円)					

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別					
最高 (円)					
最低 (円)					

5【役員の状況】(31)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
計					

6【コーポレート・ガバナンスの状況】(31-2)

第5【経理の状況】(32)

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】(33)

①【連結貸借対照表】(34)

②【連結損益計算書】(35)

③【連結剰余金計算書】(36)

④【連結キャッシュ・フロー計算書】(37)

⑤【連結附属明細表】(38)

(2)【その他】(39)

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】(40)

①【貸借対照表】(41)

②【損益計算書】(42)

③【キャッシュ・フロー計算書】(43)

④【利益処分計算書(又は損失処理計算書)】(44)

⑤【附属明細表】(45)

(2)【主な資産及び負債の内容】(46)

(3)【その他】(47)

第6【提出会社の株式事務の概要】(48)

決算期	月 日
定時株主総会	月中
基準日	月 日
株券の種類	
中間配当基準日	月 日
1単元の株式数	株
株式の名義書換え 取扱場所 代理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 代理人 取次所 買取手数料	
公告掲載新聞名	
株主に対する特典	

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】(49)

2【その他の参考情報】(49-2)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(50)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(51)

(1)【保証会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】

事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務
(支)局長に提出

②【臨時報告書】

①の書類の提出後、本有価証券報告書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成
年 月 日に__財務(支)局長に提出

③【訂正報告書】

訂正報告書(上記 訂正報告書)を平成 年 月 日に__財務(支)局長に提
出

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(52)

第2【保証会社以外の会社の情報】(53)

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(54)

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

(企業内容等の開示に関する内閣府令)

第三号様式 有価証券報告書

(記載上の注意)

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」の「2 自己株式の取得等の状況」を除き、第二号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合には「当事業年度末」）と、「最近5連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近2連結会計年度」及び「最近2連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近5事業年度」とあるのは「当事業年度の前4事業年度及び当事業年度」と、「最近2事業年度」及び「最近2事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券報告書（以下この様式において「報告書」という。）の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- c 「第一部 企業情報」に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- d この様式（記載上の注意を含む。）は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会等設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、商法特例法第21条の7第3項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(2-2) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(3) 縦覧に供する場所

第二号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。

(4) 主要な経営指標等の推移

第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。

(5) 沿革

第二号様式記載上の注意(26)に準じて記載すること。

(6) 事業の内容

第二号様式記載上の注意(27)に準じて記載すること。

- (7) 関係会社の状況
第二号様式記載上の注意(28)に準じて記載すること。
- (8) 従業員の状況
第二号様式記載上の注意(29)に準じて記載すること。
- (9) 業績等の概要
第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。
- (10) 生産、受注及び販売の状況
第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。
- (11) 対処すべき課題
第二号様式記載上の注意(32)に準じて記載すること。
- (11-2) 事業等のリスク
第二号様式記載上の注意(32-2)に準じて記載すること。
- (12) 経営上の重要な契約等
第二号様式記載上の注意(33)に準じて記載すること。
- (13) 研究開発活動
第二号様式記載上の注意(34)に準じて記載すること。
- (13-2) 財政状態及び経営成績の分析
第二号様式記載上の注意(34-2)に準じて記載すること。
- (14) 設備投資等の概要
第二号様式記載上の注意(35)に準じて記載すること。
- (15) 主要な設備の状況
第二号様式記載上の注意(36)に準じて記載すること。
- (16) 設備の新設、除却等の計画
第二号様式記載上の注意(37)に準じて記載すること。
- (17) 株式の総数等
 - a 「会社が発行する株式の総数」の欄には、当事業年度末現在の定款に定められた会社が発行する株式の総数を記載すること。
 なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があつた場合には、その旨、その決議があつた日、株式数が増(減)した日、増(減)株式数及び増(減)後の株式の総数を欄外に記載すること。
 - b 「発行済株式」の「種類」の欄には、普通株、優先株、償還株、議決権制限株等の種類を記載し、その株式の具体的な内容を「内容」の欄に記載すること。
 なお、無議決権株式又は議決権制限株式であつても、定款の定めにより議決権を有することとなる場合には、その旨及びその内容を「内容」の欄に記載すること。
 - c 「発行数」の欄には、当事業年度末現在及び報告書提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合(商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券(以下c、(17-2)及び(18)において「旧転換社債等」という。)を発行している場合を含む。(25)のbにおいて同じ。)の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使(旧転換社債等の権利行使を含む。(25)のbにおいて同じ。)によるものに限り、報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

- d 現物出資があるときは、その旨を欄外に記載すること。
- e 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(3) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「3 配当政策」までにおいて同じ。）。
- f 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」から「(7) ストックオプション制度の内容」まで及び「4 株価の推移」において同じ。）。

(17-2) 新株予約権等の状況

- a 新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件並びに譲渡に関する事項を記載すること。なお、新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載すること。
- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 旧転換社債等を発行している場合には、当事業年度の末日並びに報告書提出日の属する月の前月末現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載すること。

(18) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）における（この間に発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がない場合には、その直近の）発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。

また、当事業年度の末日後報告書の提出日までに発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がある場合には、その旨、増減があつた日及び増減の内訳を注記すること。

なお、新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当事業年度の末日後報告書の提出日の属する月の前月末までのものについて注記すること。

- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は利益処分による資本組入れを行つた場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、「基金等」とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

(19) 所有者別状況

- a 当事業年度末現在の「所有者別状況」について記載すること。
 なお、当事業年度末が商法等改正法の施行日前である場合には、「単元」を「単位」に読み替えて記載し、その旨を注記すること。（「(6) 議決権の状況」において同じ。）
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「外国法人等」の欄には、外国の法令に基づいて設立された法人等個人以外及び外国国籍を有する個人に区分して記載すること。
- d 「単元未満株式の状況」の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(20) 大株主の状況

- a 当事業年度末現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 大株主は所有株式数の多い順に10名程度について記載し、商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。c
- d 当事業年度において主要株主の異動があつた場合には、その旨を注記すること。
- e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(21) 議決権の状況

- a 当事業年度末現在の「議決権の状況」について記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式（単元未満株式を除く。eにおいて同じ。）の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式（自己株式等）」の欄には、議決権制限株式（単元未満株式を除く。d及びeにおいて同じ。）のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式（その他）」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式（その他）」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。
- h 「他人名義」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となつている場合であつても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

- i 当事業年度の開始日から報告書の提出日までの間に、保有期間等に関する確約を取得者等との間で締結している株式（当該株式の発行時において、既に証券取引所に発行株式が上場されている会社又は証券業協会に発行株式が店頭売買有価証券として登録されている会社にあつては、当該株式の発行価額の総額が1億円以上のものに限る。）について当該取得者により移動（譲受けを除く。）が行われた場合には、移動年月日、移動前所有者、

移動後所有者、移動内容、移動理由等について、第二号の四様式第四部第2の3「取得者の株式等の移動状況」に準じて記載すること。

(22) ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

(23) 定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況

第二号様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。この場合において、「最近日現在」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結した日現在」と、「直近の定時株主総会において」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会において」と、「直近の定時株主総会の終結時から最近日までの期間（この様式において「当決議期間」という。）」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結時」と、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」と読み替えるものとする。

(24) 前決議期間における自己株式の取得等の状況

第二号様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

(25) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況

a 当事業年度に係る定時株主総会（この様式において「当定時株主総会」という。）において自己株式に係る定時総会決議があつた場合に、当該決議に係る株式の種類、総数及び価額の総額を記載すること。

なお、自己株式の取得に関しこれら以外の事項を決議している場合は、その決議内容を欄外に記載すること。

b 当該授権株式数を定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数で除して計算した割合等を欄外に記載すること。

なお、新株予約権付社債を発行している場合の当定時株主総会の終結した日現在の発行済株式の総数については、当該新株予約権の行使によるものに限り、当定時株主総会の終結した日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

c 当事業年度において商法第211条ノ3第1項第2号の規定による自己株式の買受けに係る定款変更があつた場合には、その旨及び当該定款変更の内容を欄外に記載すること。

(26) 資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況

第二号様式記載上の注意(47)に準じて記載すること。この場合において、「最近日」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結した日」と、「当決議期間」とあるのは「当事業年度に係る定時株主総会の終結時」と、「当決議期間における自己株式の取得等の状況」について」とあるのは「当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況」について」と読み替えるものとする。

(27) 前決議期間における自己株式の買受け等の状況

第二号様式記載上の注意(48)に準じて記載すること。

(28) 当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等

当事業年度に係る定時株主総会の終結時において資本減少に係る特別決議又は定款による自己株式の消却に係る定款の定め若しくは償還株式の消却に係る定款の定めがある場合には、これらの内容について記載すること。

(29) 配当政策

a 配当政策については、利益配分（相互会社にあつては、契約者配当）の基本方針、当事業年度の配当決定に当たつての考え方及び内部留保資金の用途について記載すること。

b 当事業年度に商法第293条ノ5第1項に規定する金銭の分配（以下「中間配当」とい

う。)をしたときは、当該中間配当についての取締役会の決議年月日を注記すること。

(30) 株価の推移

第二号様式記載上の注意(51)に準じて記載すること。

(31) 役員 の 状 況

a 「略歴」の欄には報告書提出日現在における役員の主要略歴(例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任後の主要職歴、他の主要な会社の代表取締役役に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職)を記載すること。

b 役員間において二親等内の親族関係がある場合には、その内容を注記すること。

c 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。

d 相互会社の場合にあつては、「所有株式数」の欄の記載を要しない。

(31-2) コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意(52-2)に準じて記載すること。

(32) 経理の状況

第二号様式記載上の注意(53)に準じて記載すること。

(33) 連結財務諸表

a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

b 連結財務諸表の作成に当たっては、連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。

c 連結財務諸表に対する監査報告書は、連結財務諸表に添付すること。

なお、連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項若しくは第2項の規定により提出された有価証券届出書又は報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該連結財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

(34) 連結貸借対照表

第二号様式記載上の注意(55)のa本文及びbに準じて記載すること。

(35) 連結損益計算書

第二号様式記載上の注意(56)のa本文及びbに準じて記載すること。

(36) 連結剰余金計算書

第二号様式記載上の注意(57)の本文に準じて記載すること。

(37) 連結キャッシュ・フロー計算書

第二号様式記載上の注意(58)の本文に準じて記載すること。

(38) 連結附属明細表

第二号様式記載上の注意(59)に準じて記載すること。

(39) その他

a 当連結会計年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。

b 企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。

(40) 財務諸表

- a 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）（連結財務諸表を作成している場合にはキャッシュ・フロー計算書を除く。以下この号において同じ。）については、前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
- b 財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること。
- c 財務諸表に対する監査報告書は、財務諸表に添付すること。
 なお、財務諸表のうち、従前において法第5条第1項又は第24条第1項若しくは第2項の規定により提出された有価証券届出書及び報告書に含まれた財務諸表と同一の内容のものであつて新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
- d 財務諸表には、合併により消滅した会社の最終事業年度（合併後最初の事業年度の決算が株主総会により承認又は報告されていない場合には、最終事業年度とその前事業年度）に係るものが含まれることに留意すること。この場合、消滅した会社の期末に合併が行われたときには、当該消滅した会社について、合併期日の前日現在における貸借対照表及び最終事業年度の末日の翌日から合併期日の前日までの損益計算書を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。
 ただし、消滅した会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。
- e 株式交換又は株式移転による完全親会社として最近2事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による完全子会社となつた会社（当該完全親会社の連結子会社であつた会社を除く。）の最近2事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近2連結会計年度に係る連結財務諸表）を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること。
 ただし、完全子会社となつた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。
- f 会社の分割により営業を承継し、最近2事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行つた会社の最近2事業年度に係る財務諸表を「2 財務諸表等」の「(3) その他」に記載すること（当該会社の分割を行つた会社の当該営業が当該会社の営業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。
 ただし、当該会社の分割を行つた会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金5億円未満であるときは、記載を要しない。
- (41) 貸借対照表
 第二号様式記載上の注意(62)のa本文及びbに準じて記載すること。
- (42) 損益計算書
 第二号様式記載上の注意(63)のa本文、b及びcに準じて記載すること。
- (43) キャッシュ・フロー計算書
 第二号様式記載上の注意(64)の本文に準じて記載すること。
- (44) 利益処分計算書（又は損失処理計算書）
 第二号様式記載上の注意(65)に準じて記載すること。
- (45) 附属明細表
 第二号様式記載上の注意(66)に準じて記載すること。
- (46) 主な資産及び負債の内容
 第二号様式記載上の注意(67)に準じて記載すること。

- (47) その他
- a 当事業年度終了後報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。ただし、臨時報告書又はこの報告書の他の箇所に含めて記載したものについては記載を要しない。
 - b 提出会社の営業その他に関し重要な訴訟事件等があるときは、その概要を記載すること。
- (48) 提出会社の株式事務の概要
- 第二号様式記載上の注意(69)に準じて記載すること。この場合において、「届出書提出日」とあるのは「当事業年度末」と読み替えるものとする。
- なお、当事業年度の末日後報告書の提出日までに記載された内容に変更があつた場合には、その旨及び当該変更の内容を注記すること。
- (49) 提出会社の親会社等の情報
- a 提出会社（法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者であるものに限る。eにおいて同じ。）の親会社等が継続開示会社でない場合（当該親会社等が発行者である有価証券が外国証券取引所（本邦以外の地域において設立されている証券取引所をいう。aにおいて同じ。）に上場され、当該外国証券取引所が設立されている国（州その他の地域を含む。）の法令又は当該外国証券取引所の規則に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合又は法第2条第8項第7号ハに規定する店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が証券取引所に上場されている有価証券に準ずるもので、その国（州その他の地域を含む。）の法令等に基づき、企業内容等に関する書類が開示されている場合であつて、当該書類について本邦において閲覧することができる状態にある場合を除く。（dにおいて「外国上場会社」という。））には、次に掲げる事項（当該親会社等が外国会社の場合には次に掲げる事項に準ずるもの）を記載すること。
 - (a) 当該親会社等の名称、株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員者の状況
 - (b) 提出会社の当事業年度末以前の当該親会社等の最近事業年度末における当該親会社等の商法第281条第1項各号に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（(b)及びcにおいて「計算書類等」といい、商法特例法第21条の26第1項各号に掲げる計算書類等を含む。）（監査役又は監査委員会の監査報告書（商法第281条ノ3第1項又は商法特例法第14条第2項若しくは同法第21条の29第1項の規定による監査報告書をいう。）及び会計監査人の監査を受けている場合には当該会計監査人の監査報告書（商法特例法第13条第1項又は同法第21条の28第1項の規定による監査報告書をいう。）を当該計算書類等に添付すること。）
 - b 親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員者の状況は、「第一部 企業情報」の「第4 提出会社の状況」欄中「1 株式等の状況」の「(4) 所有者別状況」及び「(5) 大株主の状況」並びに「5 役員者の状況」に準じて記載すること。
 - c 親会社等の計算書類等の記載に代えて、当該計算書類等を報告書に添付することができる。
 - d a(a)及び(b)に掲げる事項の全部又は一部について記載又は添付できない場合にはその理由を、親会社等がない場合にはその旨を、親会社等が継続開示会社である場合又は外国上場会社である場合にはその旨、親会社等の名称及び上場取引所名等を記載すること。
 - e この号において、親会社等とは、会社及び当該会社が総株主の議決権（所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。）の100分の50を超える議決権（所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。）を自己又は他人（仮設人を含む。eにおいて同

じ。)の名義をもつて所有する会社その他の者(eにおいて「被支配会社等」といい、当該会社及び当該被支配会社等が併せて他の会社その他の者の総株主の議決権(所有の態様に応じて総株主の議決権に類するものを含む。)の100分の50を超える議決権(所有の態様に応じて議決権に類するものを含む。)を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の会社その他の者についても被支配会社等とみなしてeの規定を適用する。)が併せて提出会社の総株主の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社をいう。

(49-2) その他の参考情報

- a 当事業年度の開始日から報告書提出日までの間において、法第25条第1項各号に掲げる書類を提出した場合には、その書類名及び提出年月日を記載すること。
- b 臨時報告書が当該書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
- c 訂正報告書が当該書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを併せて記載すること。

(50) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)

提出会社の発行している社債(法第24条第1項第1号から第3号までに掲げる有価証券に該当するものに限り、短期社債を除く。以下「公募社債等」という。)のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等(以下「振替社債等」という。)の総額、償還額、提出会社の当事業年度末現在の未償還額及び上場証券取引所又は登録証券業協会名を記載すること。

(51) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
- b 本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

- c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
- d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(52) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項

- a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
- b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に関する当該保証会社の業績の概要について、本様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。ただし、当該保証会社の事業年度が1年である場合であつて、本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本報告書が提出された場合には、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概

要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書、キャッシュ・フロー計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

(53) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社（例えば、提出会社の発行している有価証券がカバードワラントにあつてはオプションの行使の対象となる有価証券の発行者、預託証券にあつては預託を受けている者）の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売出価額の総額、上場証券取引所又は登録証券業協会等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書又は最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、連結キャッシュ・フロー又はキャッシュ・フローの状況を記載すること。

(54) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。
- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当事業年度中最近6箇月間の月別最高・最低値を記載すること。

(55) 読み替え

提出者が、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利の発行者である場合には、本様式中「会社名」とあるのは「組合の名称」と、「本店の所在の場所」とあるのは「組合の事務所の所在地」と、「企業」とあるのは「組合」と、「従業員」とあるのは「組合員」と、「会社」とあるのは「組合」と、「株式」とあるのは「組合出資持分」と、「資本金」とあるのは「出資金」と、「株主数」とあるのは「組合員数」と、「大株主」とあるのは「主要な組合員」と読み替えて記載すること。

企業内容等の開示に関する内閣府令
第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	平成 年 月 日
【中間会計期間】	第 期中（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）
【会社名】（2）	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】（2-2）	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】（3）	名称 _____ (所在地)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（4）
- 2【事業の内容】（5）
- 3【関係会社の状況】（6）
- 4【従業員の状況】（7）

第2【事業の状況】

- 1【業績等の概要】（8）
- 2【生産、受注及び販売の状況】（9）
- 3【対処すべき課題】（10）
- 4【経営上の重要な契約等】（11）
- 5【研究開発活動】（12）

第3【設備の状況】

- 1【主要な設備の状況】（13）
- 2【設備の新設、除却等の計画】（14）

第4【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】 (15)

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数 (株)
計	

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (年 月 日)	提出日現在発行数 (株) (年 月 日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
計			—	—

(2) 【新株予約権等の状況】 (15-2)

	中間会計期間末現在 (年 月 日)	提出日の前月末現在 (年 月 日)
新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		
新株予約権の目的となる株式の数		
新株予約権の行使時の払込金額		
新株予約権の行使期間		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		
新株予約権の行使の条件		
新株予約権の譲渡に関する事項		

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】 (16)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金 増減額 (円)	資本準備金 残高 (円)

(4) 【大株主の状況】(17)

年 月 日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
計	—		

(5) 【議決権の状況】(18)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式 等)		—	
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式 等)		—	
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	
発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

② 【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の氏名又は名 称	所有者の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
計	—				

2 【株価の推移】(19)

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別						
最高 (円)						
最低 (円)						

3【役員の状況】(20)

第5【経理の状況】(21)

1【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】(22)
 - ①【中間連結貸借対照表】(23)
 - ②【中間連結損益計算書】(24)
 - ③【中間連結剰余金計算書】(25)
 - ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】(26)
- (2) 【その他】(27)

2【中間財務諸表等】

- (1) 【中間財務諸表】(28)
 - ①【中間貸借対照表】(29)
 - ②【中間損益計算書】(30)
 - ③【中間キャッシュ・フロー計算書】(31)
- (2) 【その他】(32)

第6【提出会社の参考情報】(33)

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】(34)

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(35)

- (1) 【保証会社が提出した書類】
 - ①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
事業年度 第 期(自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日__財務
(支) 局長に提出
 - ②【臨時報告書】
 - ①の書類の提出後、本半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、臨時報告書を平成 年 月 日に__財務(支) 局長に提出
 - ③【訂正報告書】
訂正報告書(上記 　　　　　　　 の訂正報告書)を平成 年 月 日に__財務(支) 局長に提出
- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

名称

(所在地)

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(36)

第2【保証会社以外の会社の情報】(37)

- 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

第3【指数等の情報】(38)

- 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】
- 2【当該指数等の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令
第五号の三様式

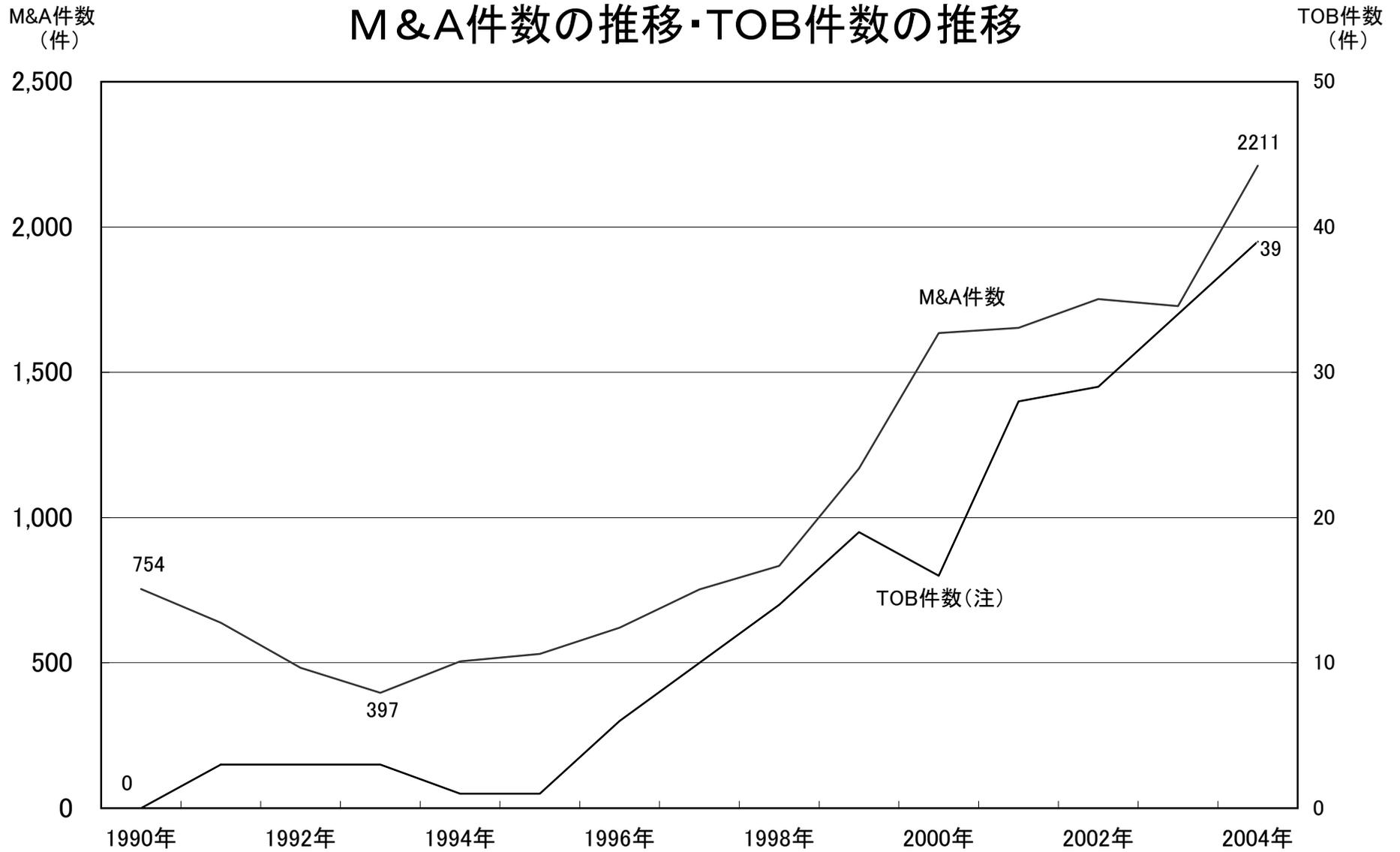
【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	____財務（支）局長
【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】	_____
【英訳名】	_____
【代表者の役職氏名】（2）	_____
【本店の所在の場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】（3）	名称 _____ (所在地)

1 【提出理由】（4）

2 【報告内容】（5）

M&A件数の推移・TOB件数の推移



(注) 自社株買付けを除く。

※ M&A件数については(株)レコフ調べ。TOB件数については公開買付届出書提出件数による。

公開買付制度・大量保有報告制度の主な変遷

昭和 46 年 (1971年)	<p>公開買付制度 導入</p> <p>(注) 米英における制度化や資本の自由化進展の流れを受けて導入(法 4 号)。実際のニーズは少なく、平成 2 年改正までに利用例は 3 件のみ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【制度概要】</p> <p>公開買付けに関する重要な情報の適正な開示と、投資者間の公平な取扱いを確保するため、取引所市場外において不特定多数の株主に対して行う株式の買付けのうち、その買付けにより発行会社株式の 10%以上を所有することとなるもの及び既に 10%以上所有する株式をさらに買い増すものを規制対象とする。また、①大蔵大臣への事前届出(対象会社にも事前に情報開示)、②株主への情報開示、③買付条件その他の面における株主の公平取扱いを義務付け</p> </div>	「企業内容開示制度等の整備改善について」(昭和 45 年 12 月 14 日証券取引審議会報告書)
平成 2 年 (1990年)	<p>公開買付制度 全面改正</p> <p>(注) 株高・金余り現象を背景とする M&A の活性化、市場における大量買い集め事例の増加 ⇒諸外国の制度との調和の観点から全面改正(法 43 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な改正点】</p> <p>①強制的公開買付制度の採用(著しく少数の者からの取引所市場外での買付けであっても、買付けにより 1/3 超を所有することとなり又は既に 1/3 超所有する株券等を更に買い増す場合には、公開買付けによらなければならない)、②公開買付けが義務付けられる買付後の株券等所有割合の引下げ(10%→5%)、③事前届出制の廃止、④公開買付期間の延長(長期 30 日→60 日)、⑤応募株主による撤回の自由化、⑥条件変更の原則自由化(ただし、応募株主に不利な条件変更(買付価格の引下げ等)は禁止)、⑦損害賠償規定の新設(公開買付届出書の不実記載等)</p> </div>	「株式等の大量の保有状況に関する開示制度の在り方について」(平成元年 5 月 31 日証券取引審議会報告書)
	<p>大量保有報告制度 導入(法 43 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【制度概要】</p> <p>①上場会社等の株券等につき発行済総数の 5%超を保有する者は、5 営業日以内に大量保有報告書を提出、②株券等保有割合が 1%以上増減した場合、5 営業日以内に変更報告書を提出、③大量保有報告書を大蔵大臣に提出したときは、発行会社・証券取引所(店頭銘柄の場合、証券業協会)に写しを送付、④共同保有者の保有分は合算して報告、⑤特例報告制度、⑥報告書の不提出、虚偽記載等につき、刑事罰</p> </div>	
平成 6 年 (1994年)	<p>自己株式公開買付制度 導入</p> <p>(注1) 自己株式の取得規制を緩和する商法改正に伴い導入(法 70 号) (注2) その後、平成 9 年(法 55 号・56 号)、平成 13 年(法 80 号)、平成 15 年(法 132 号)に、自己株式取得規制緩和等に伴う改正</p>	「自己株式取得等の規制緩和に伴う証券取引制度の整備について」(平成 6 年 2 月 21 日証券取引審議会報告書)

<p>平成 15 年 (2003年)</p>	<p>公開買付制度 改正 (注) 事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点からの見直し(令 116 号・内閣府令 28 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な改正点】</p> <p>次の取引を公開買付規制の適用対象から除外。①担保権の実行、②公開買付者の兄弟会社・祖父母会社からの特定買付け等、③グループ全体で 1/3 超保有する場合における特定買付け等、④公開買付けによらずに取得することにつき買収対象企業の総株主が同意している場合</p> </div>	<p>「証券市場の改革促進プログラム」(平成 14 年 8 月 6 日金融庁)</p> <p>「証券市場の改革促進」(平成 14 年 12 月 16 日金融審議会第一部会報告)</p>
<p>平成 16 年 (2004年)</p>	<p>公開買付制度 改正 (注) 公開買付けに要するコストを削減し、手続を簡素化することにより企業再編等を促進する観点からの見直し(法 97 号・令 354 号・内閣府令 91 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な改正点】</p> <p>①公開買付規制の適用除外要件の拡大(営業の譲受けによる株券等の買付け等を規制対象から除外)、②公開買付制度の対象証券の見直し(投資証券を規制対象とする)、③買付条件等の変更に伴う公開買付期間の延長の弾力化(条件変更時には 10 日間の期間延長が必要であるが、公開買付期間のみ延長する場合は、当該延長期間分のみ延長すれば足りる)、④公開買付公告制度の見直し(EDINET による公告を許容)</p> </div>	<p>「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成 15 年 12 月 24 日金融審議会第一部会報告)</p>
<p>平成 17 年 (2005年)</p>	<p>公開買付制度 改正 (注) 公開買付制度の信頼性確保のため改正(法 76 号・告示 53 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な改正点】</p> <p>立会外取引にも公開買付規制を適用</p> </div>	<p>「証券取引法上の企業情報の開示について」(第 26 回金融審議会第一部会(平成 17 年 3 月 3 日開催)にて説明)</p>

公開買付規制等の実効性を確保するための証券取引法上の主な制度

公開買付規制の実効性を確保するための主な制度			
刑事罰	法197条 (5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付開始公告の虚偽記載 (1項2号) ・ 公開買付届出書の虚偽記載 (1項3号) 	等
	法198条 (3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付開始公告の不作为 (4号) ・ 公開買付届出書の不提出 (5号) 	等
	法200条 (1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開買付届出書の写しの不提出 (1号) ・ 別途買付禁止違反 (3号) 	等
民事責任		<ul style="list-style-type: none"> ・ 別途買付禁止違反に伴う賠償責任【無過失責任】 (法27条の17) ・ 不実の公開買付説明書の使用者に係る賠償責任【過失責任】 (法27条の19・17条) ・ 不実の公開買付開始公告に係る賠償責任【無過失責任】 (法27条の20・18条1項) ・ 不実の公開買付届出書の届出者の賠償責任【無過失責任】 (法27条の20・18条1項) 	等

大量保有報告書制度の実効性を確保するための主な制度			
刑事罰	法198条 (3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量保有報告書および変更報告書の不提出 (5号) ・ 大量保有報告書および変更報告書の虚偽記載 (6号) 	等
	法200条 (1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量保有報告書の写しの虚偽送付 (11号) 	等

その他投資者保護等の観点から設けられている制度			
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣等の申立てに基づく裁判所の禁止又は停止命令 (法192条) 	

公開買付制度の対象範囲・適用除外の主な変遷

昭和 46 年 (1971年)	<p>公開買付制度 導入</p> <p>【対象範囲等】 公開買付けに関する重要な情報の適正な開示と、投資者間の公平な取扱いを確保するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①取引所市場外において ②不特定多数の株主に対して行う株式の買付けのうち ③(ア)その買付けにより発行会社株式の 10%以上を所有することとなるもの及び (イ)既に 10%以上所有する株式をさらに買い増すものを規制対象として規定。
平成 2 年 (1990年)	<p>公開買付制度 全面改正</p> <p>【対象範囲等に係る改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①(ア)著しく少数の者からの取引所市場外での買付けであっても、買付けにより 1/3 超を所有することとなる場合 又は (イ)既に 1/3 超所有する株券等を更に買い増す場合 について、公開買付けによることを義務化(いわゆる強制的公開買付制度の採用)。 ②公開買付けが義務付けられる買付後の株券等所有割合の引下げ(10%→5%) ③その他、以下のものについて、公開買付規制の適用除外を規定。 (ア)店頭売買有価証券の取引 (イ)新株引受権行使等 (ウ)特別関係者からの買付け等 (エ)売出しの応じて行う買付け等 (オ)持株会の継続買付け
平成 6 年 (1994年)	<p>自己株式公開買付制度 導入</p> <p>(注) 自己株式の取得規制を緩和する商法改正に伴い導入</p>
平成 15 年 (2003年)	<p>公開買付制度 改正</p> <p>(注) 事業再編の迅速化、手続の簡素化の観点からの見直し</p> <p>【対象範囲等に係る改正点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①次の取引を公開買付規制の適用対象から除外。 (ア)担保権の実行による株券等の買付け (イ)公開買付者の兄弟会社・祖父母会社からの特定買付け (ウ)グループ全体で 1/3 超保有する場合におけるグループ会社からの特定買付け (エ)公開買付けによらずに取得することにつき買収対象企業の総株主が同意している場合 ②株券等所有割合を算定する際に合算される特別関係者について、買付者が個人である場合において、当該個人とその親族が合わせて 20%超保有する法人等を含めることとする。

<p>平成 16 年 (2004年)</p>	<p>公開買付制度 改正 (注) 公開買付けに要するコストを削減し、手続を簡素化することにより企業再編等を促進する観点からの見直し</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【対象範囲等に係る改正点】</p> <p>①投資証券を公開買付規制の対象証券に導入。</p> <p>②公開買付規制の適用除外要件の拡大 (ア)既に公開買付規制の適用除外とされている、著しく少数の者(10名以下)から50%超保有している株券等の買い増しの判定において、買付者本人以外にその特別関係者の所有割合を含める。 (イ)営業の譲受けによる株券等の買付け等を規制対象から除外する。</p> <p>③「著しく少数の者」に係る基準の緩和 著しく少数の者(60日間で10名以下)からの株券等の買付け等は公開買付けの適用除外とされているが、その算定にあたって、「買付け等」から「公開買付け」を除外。</p> </div>
<p>平成 17 年 (2005年)</p>	<p>公開買付制度 改正 (注) 公開買付制度の信頼性確保のための改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【対象範囲等に係る改正点】</p> <p>立会外取引も公開買付規制の対象範囲に含める。</p> </div>

公開買付制度の対象範囲と適用除外の整理

法27条の2 I 本文：原則「市場外取引は公開買付け」
例外「次の各号」

一号：店頭売買有価証券の取引

二号：新株予約権の行使、
その他政令（令7②）

⇒
一号：新株予約権の行使による買付け
二号：新株引受権の行使による買付け
三号：インデックスファンドの受益証券との交換による買付け
四号：ETFの受益証券との交換による買付け

三号：所有割合5%未満の買付け

四号：著しく少数の者（60日間で10人以下）からの買付け（3分の1を超えない場合のみ）

五号：特別関係者からの買付け、
その他政令（令7⑤）

⇒
一号：50%超所有の場合の買付け（著しく少数の者からの買付けのみ）
二号：兄弟会社からの買付け（著しく少数の者からの買付けのみ）
三号：グループ（三親等内の会社）全体で3分の1超保有するグループ内会社からの買付け（著しく少数の者からの買付けのみ）
四号：公開買付けによらないことにつき総株主（株券等の所有者の数が25名以下の場合のみ）の同意がある場合（著しく少数の者からの買付けのみ）
五号：担保権の実行による買付け（著しく少数の者からの買付けのみ）
六号：営業譲渡による買付け（著しく少数の者からの買付けのみ）
七号：売出しに応じて行う買付け
八号：持株会の継続買付け
九号：有価証券報告書提出会社以外の会社の株券の買付け
十号：証券取引清算機関の業務方法書に従った買付け

証券取引法(抄)

第二十七条の二 その株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で政令で定めるもの（以下この章及び第二十七条の三十の十一（第四項を除く。）において「株券等」という。）について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者以外の者による取引所有価証券市場における有価証券の売買等（競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等として内閣総理大臣が定めるもの（第四号において「特定売買等」という。）を除く。第一号において同じ。）による買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この節において同じ。）以外の買付け等は、公開買付けによらなければならない。ただし、次に掲げる株券等の買付け等については、この限りでない。

- 一 取引所有価証券市場における有価証券の売買等に準ずるものとして政令で定める取引による株券等の買付け等
- 二 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等その他の政令で定める株券等の買付け等
- 三 当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして政令で定める場合を含む。以下この節において同じ。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者については、内閣府令で定める者を除く。次号及び第五号において同じ。）の株券等所有割合と合計して百分の五を超えない場合における当該株券等の買付け等
- 四 特定売買等による株券等の買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して三分の一を超えない場合における特定売買等による当該株券等の買付け等
- 五 著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合における株券等の買付け等（当該株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が三分の一を超えない場合に限る。）
- 六 株券等の買付け等を行う者がその者の特別関係者（第七項第一号に掲げる者のうち内閣府令で定めるものに限る。）から行う株券等の買付け等その他政令で定める株券等の買付け等

2～8（略）

証券取引法施行令(抄)

第七条 法第二十七条の二第一項第一号 に規定する政令で定める取引は、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引とする。

2 法第二十七条の二第一項第二号 に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(法第二十七条の二第一項 に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。

一 新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行う株券等の買付け等

二 新株引受権を有する者が当該新株引受権を行使することにより行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号)第八条第一号 に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号 の交換により行う株券等の買付け等

四 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号 に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号 ハの交換により行う株券等の買付け等

3、4(略)

5 法第二十七条の二第一項第五号 に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げるものとする。

一 株券等の買付け等を行う者とその者の特別関係者(法第二十七条の二第一項第五号 に規定する特別関係者をいう。)が合わせて他の発行者の総議決権(商法第二百十一条ノ二第四項 に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項 の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三号において同じ。)の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項 に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。第三号において同じ。)を所有する場合における当該他の発行者の発行する株券等の買付け等(著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして前項に規定する場合に該当するもの(以下この項において「特定買付け等」という。)に限る。)

二 法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権(法第五十四条第一項第四号 に規定する総株主の議決権をいう。第九条、第十五条の四第一項第一号口及び二並びに第二項並びに第十八条の二において同じ。)の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係(内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。)にある法人等(次

- 号において「親法人等」という。)が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの
- 三 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者(以下この号において「関係法人等」という。)が合わせて他の発行者の総議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口を所有する場合における当該関係法人等(内閣府令で定めるものを除く。)から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等
 - 四 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等
 - 五 担保権の実行による特定買付け等
 - 六 営業の全部又は一部の譲受けによる特定買付け等
 - 七 株券等の売出しに応じて行う株券等の買付け等(当該売出しにつき、法第四条第一項の規定による届出が行われている場合又は法第二十三条の八第一項の規定により同項に規定する発行登録追補書類が提出されている場合に限る。)
 - 八 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等
 - 九 法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等
 - 十 証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者(法第一百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。)が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
第二号様式

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日
【届出者の氏名又は名称】（1）	_____
【届出者の住所又は所在地】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【代理人の氏名又は名称】（2）	_____
【代理人の住所又は所在地】	_____
【最寄りの連絡場所】	_____
【電話番号】	_____
【事務連絡者氏名】	_____
【縦覧に供する場所】（3）	名称 _____
	（所在地） _____

第1 【公開買付要項】

- 1 【対象者名】
- 2 【買付け等をする株券等の種類】（4）
- 3 【買付け等の目的】（5）
- 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】（6）
 - (1) 【買付け等の期間】

買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）
公告日	
公告掲載新聞名	

(2) 【買付け等の価格】

株券	
新株引受権証書	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等預託証券（ ）	

算定の基礎	
-------	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	計
株券	(株)	(株)	(株)
新株引受権証券			
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等預託証券 ()			
合計	—	—	
(潜在株券等の株の合計)	—	—	()

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】 (7)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数 (個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	
届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	

hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	
対象会社の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (j)	
買付け等後における株券等所有割合 $((a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i))) \times 100$ (%)	

6 【株券等の取得に関する許可等】 (8)

- (1) 【株券等の種類】
- (2) 【根拠法令】
- (3) 【許可等の日付及び番号】

7 【応募及び契約の解除の方法】 (9)

- (1) 【応募の方法】
- (2) 【契約の解除の方法】
- (3) 【株券等の返還方法】
- (4) 【株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】

8 【買付け等に要する資金】 (10)

- (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総数	
買付手数料(b)	
その他(c)	
合計(a)+(b)+(c)	

- (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

- ① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額 (千円)
計(a)	

- ② 【届出日前の借入金】

- イ 【金融機関】

--	--	--	--	--

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		—		
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		—		
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）

計(d)	
------	--

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

千円 (a)+(b)+(c)+(d)

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(11)

- (1)【名称】
- (2)【本店の所在地】
- (3)【代表者の役職氏名】
- (4)【資本の額】
- (5)【会社の目的及び事業の内容】
- (6)【最近3年間の1株当たり配当額等の状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

(7)【最近の株価及び株式売買高の状況】

証券取引所名又は証券業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							
売買高							

10【決済の方法】(12)

- (1)【買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】
- (2)【決済の開始日】
- (3)【決済の方法】
- (4)【株券等の返還方法】

11【その他買付け等の条件及び方法】(13)

- (1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】
- (2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】
- (3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】
- (4)【買付条件等の変更した場合の開示の方法】
- (5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

第2 【公開買付者の状況】 (14)

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】 (15)

- ① 【会社の沿革】
- ② 【会社の目的及び事業の内容】
- ③ 【資本の額及び発行済株式の総数】
- ④ 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合 (%)
計	—		

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

2 【経理の状況】 (16)

- (1) 【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3) 【利益金処分計算書 (又は損失金処理計算書) 】

3 【会社以外の団体の場合】

- (1) 【団体の沿革】
- (2) 【団体の目的及び事業の内容】
- (3) 【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】
- (4) 【役員の役名、職名、氏名 (生年月日) 及び職歴】

4 【個人の場合】

- (1) 【生年月日】
- (2) 【本籍地】 (17)
- (3) 【職歴】 (18)
- (4) 【破産の有無】 (19)

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【届出書提出日現在における株券等の所有状況】 (20)

- (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】
- (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株引受権証書		—	
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者合計)】

	所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株引受権証書		—	
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券 ()		—	

合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株引受権証券		—	
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2 【株券等の取引状況】 (21)

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

--	--	--	--	--

氏名又は名称	株券等の種類	買付数	売付数	差引

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】 (22)

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】 (23)

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】 (24)

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】 (25)

第5 【対象者の状況】 (26)

1 【最近3年間の損益状況等】 (27)

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】 (28)

証券取引所名又は証券業協会名							
月別							
最高株価							

最低株価							
------	--	--	--	--	--	--	--

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）									—
所有株式数（単位）									
所有株式数の割合（%）								100	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）
計	—		

② 【役員】

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）

計	—	—		

4 【その他】 (30)

(記載上の注意)

(1) 届出者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）。

(2) 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 買付け等をする株券等の種類

買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。

(5) 買付け等の目的

買付け等の目的について具体的に記載すること。

たとえば、

a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載し、合併、解散、重要な資産の譲渡、役員の変更等を予定している場合には、その内容も記載すること。

b 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（会社の場合の「2 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。

(6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

a 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株引受権証券」、「新株予約

権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。

- b 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を記載し、買付価格が時価と著しく異なる場合には、その買付価格を決定した理由も記載すること。
- c 「超過予定数」欄には、法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする株券等の数を記載すること。
- d 「（潜在株券等の数の合計）」欄には、「合計」から「株券」の数を引いた数を記載すること。

(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合

- a 「対象者の総株主の議決権の数」の欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直前に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。

なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。

- b 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し少数点以下2桁まで記載すること。

(8) 株券等の取得に関する許可等

届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。

(9) 応募及び契約の解除の方法

- a 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し株券等を提出させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
- b 「(2) 契約の解除の方法」には、法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の2で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。
- c 応募に際し株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 株券等の返還方法」に記載すること。
- d 「(4) 株券等の保管・返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。

(10) 買付け等に要する資金

- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

- b 「金銭以外の対価」欄には、買付け等の対価として引き渡す有価証券等の種類及び総額

を記載すること。

- c 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
- d 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。
- e 「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前々日又は前日（当日が銀行その他の金融機関（銀行及び令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）の休日であるときは、その前日）の銀行その他の金融機関の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。
- f 「届出日前の借入金」欄には、届出日前に買付け等に要する資金として借り入れたものがある場合に記載すること。
- g 借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにせずに借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「1」欄に記載すること。この場合には、当該借入金については、「借入先の名称等」欄は記載しないで「借入先の業種」欄、「借入契約の内容」欄及び「金額」欄のみ記載するとともに、当該借入金に係る借入先の業種、借入先の名称及び所在地、借入契約の内容及び金額を記載した書面を作成して本届出書に添付すること。公開買付者が法第27条の3第4項の規定により本届出書の写しを送付する際は、当該書面の写し及び当該借入金に係る契約書の写しを添付せずに送付すること。

借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにして借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「2」欄に記載すること。

借入先が金融機関以外の者である場合には、その借入金については「上記以外」欄に記載すること。

- h 「借入先の業種」欄には、金融機関の場合にはその種類、金融機関以外の場合には貸金業者、個人等、具体的に記載すること。
- i 「借入先の名称等」欄には、借入先の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。
- j 「借入契約の内容」欄には、借入れの方法、借入条件及び担保の状況を記載すること。
- k 「その他資金の調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以降に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。
- l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行会社と公開買付者との関係等」には、有価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行会社と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

- a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行者が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。
- b 「(5) 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。
- c 株券等が投資証券である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」

欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること（「第5 対象者の状況」欄において同じ。）。

d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

(b) 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

(c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。

(12) 決済の方法

a 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めると等決済の方法を具体的に記載すること。

b 「(4) 株券等の返還方法」には、応募に際し株券等を提供させる場合であって、法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の13第4項各号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募株券等の買付け等をしないこととなった場合には、株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。

(13) その他買付け等の条件及び方法

a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。

b 「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。

c 「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。

d 「(4) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買取条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買取条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。

e 「(5) 訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。

f 「(6) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。

(14) 公開買付者の状況

複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。

(15) 会社の概要

a 「① 会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。

b 「② 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。

- c 「③ 資本の額及び発行済株式の総額」には、届出日現在の資本の額及び発行済株式の総数を記載すること。
 - d 「④ 大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含む。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。
 - e 「⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。
- (16) 経理の状況
- a 次に掲げる場合に依り、次に掲げるものを記載すること。
 - (a) 公開買付者が有価証券報告書の提出者であつて連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合
連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）を記載すること。
 - (b) (a)以外の場合
「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は損失処理計算書）に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。
なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。
 - b これらの財務諸表は、最近2事業年度のものを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間連結貸借対照表（a(b)にあつては、中間貸借対照表）及び中間損益計算書（a(b)にあつては、中間損益計算書）を掲げること。
 - c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。
- (17) 本籍地
外国人の場合には、国籍を記載すること。
- (18) 職歴
過去5年間の職歴を記載すること。
- (19) 破産の有無
過去5年間に、破産宣告を受けたことがある場合には、その内容を記載すること。
- (20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況
- a 株券等の数は、株券については株式の数を、投資証券については投資口の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。
 - b 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、「(1) 公開買付者による株券等の所有状況」にはそれぞれの者について記載すること。
 - c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第3項第1号、第4号及び第5号に定める場合を含む。）株券等の数を記載すること。
 - d 「令第7条第3項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の

行使について指図を行うことができる権限を有する株券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。

- e 「令第7条第3項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。

(21) 株券等の取引状況

- a 公開買付者（公開買付者が法人等である場合は、その取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者を含む。）が届出日前60日間に取引した株券等の種類ごとの総数を記載すること。
- b 相対売買（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。

(22) 当該株券等に関して締結されている重要な契約

公開買付者及びその特別関係者の所有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として所有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。

(23) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約

公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあつては、オプションの行使日）について記載すること。

(24) 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容

最近の3事業年度における公開買付者と対象者又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。

(25) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

(26) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

(27) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と「売上原価」及び「販売及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(28) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。
- b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- d 投資口が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。

(29) 株主の状況

- a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。

なお、商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条第1項の会社以外の会社にあつては本様式に準じて記載すること。

- b 株券等が投資証券である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。

(30) その他

対象者について最近の有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。

第二十七条の三 前条第一項本文の規定により同項に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）によつて株券等の買付け等を行わなければならない者は、政令で定めるところにより、当該公開買付けについて、その目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の数（株券については株式の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この節において同じ。）、買付け等の期間その他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告（以下この節において「公開買付開始公告」という。）を行つた者（以下この節において「公開買付者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、当該公開買付開始公告を行つた日に、次に掲げる事項を記載した書類及び内閣府令で定める添付書類（以下この節並びに第百六十七条、第百九十七条及び第百九十八条において「公開買付届出書」という。）を内閣総理大臣に提出をしなければならない。ただし、当該提出をしなければならない日が日曜日その他内閣府令で定める日に該当するときは、これらの日の翌日に提出するものとする。

一 買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間、買付け等に係る受渡しその他の決済及び公開買付者が買付け等に付した条件（以下この節において「買付条件等」という。）

二 当該公開買付開始公告をした日以後において当該公開買付けに係る株券等の買付け等を公開買付けによらないで行う契約がある場合には、当該契約の内容

三 公開買付けの目的、公開買付者に関する事項その他の内閣府令で定める事項

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（抄）

（平成二年十一月二十六日大蔵省令第三十八号）

第十条 法第二十七条の三第一項 に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 公開買付けにより株券等の買付け等を行う旨

三 公開買付けの目的

四 公開買付けの内容に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 対象者の名称

ロ 買付け等を行う株券等の種類

ハ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

ニ 買付予定の株券等に係る議決権の数が当該発行者の総議決権の数に占める割合

ホ 法第二十七条の三第一項 に規定する公告を行う日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項 に規定する株券等所有

- 割合をいう。以下この号において同じ。)及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計
- ヘ 買付け等の後における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合並びに当該株券等所有割合及び当該公告を行う日における特別関係者の株券等所有割合の合計
 - ト 買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みの方法及び場所
 - チ 買付け等の決済をする証券会社又は銀行等の名称、決済の開始日、方法及び場所並びに株券等の返還方法
 - リ その他買付け等の条件及び方法
 - 五 対象者又はその役員との当該公開買付けに関する合意の有無
 - 六 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所
 - 七 次に掲げる場合の区分に従い当該各号に定める事項
 - イ 公開買付者が会社である場合 当該会社の目的、事業の内容及び資本の額
 - ロ 公開買付者が会社以外の法人等である場合 当該法人等の目的、事業の内容及び出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額
 - ハ 公開買付者が個人である場合 職業

(公開買付届出書の添付書類)

- 第十三条** 法第二十七条の三第二項 に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 当該公開買付者が法人等である場合には、定款又はこれに準ずる書面
 - 二 当該公開買付者が法第二十四条第一項 の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社以外の法人等である場合には、設立されたことを知るに足る書面
 - 三 当該公開買付者が個人である場合には、住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - 四 当該公開買付者が非居住者である場合には、その者が当該公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき、当該公開買付者を代理する権限を付与したことを証する書面
 - 五 当該公開買付者が証券会社又は銀行等と法第二十七条の二第四項 に規定する事務につき締結した契約の契約書の写し
 - 六 公開買付者を代理して公開買付けによる株券等の買付け等を行う者がいる場合には、代理につき締結した契約の契約書の写し
 - 七 公開買付者の銀行等への預金の残高その他の公開買付けに要する資金(有価証券等をもって買付け等の対価とする場合には、当該有価証券等)の存在を示すに足る書面
 - 八 株券等の取得につき他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの(以下この号において「許可等」という。)を必要とする場合には、当該許可等があったことを知るに足る書面(当該許可等を既に得ている場合に限る。)
 - 九 公開買付開始公告の内容を記載した書面
 - 2 前項に掲げる書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない

代表的な文献における公開買付規制の対象範囲に関する記述

1. 内藤純一「新しい株式公開買付制度（上）」（商事法務 N01219 号（1990 年））4 ページ以下

【いわゆる 5%基準】

これまでは買付けの結果発行済株式の 10%以上を所有することとなる同買付けを届出等の対象としてきたが、これを 5%ルールを導入と合わせて買付けの結果 5%超を所有することとなる場合に変更しようとするものである。この改正は 5%ルール導入と合俟って、市場内外の透明性を格段に向上させるものと期待されている。

【いわゆる 1/3ルール関係】

さらに、同改正では、仮に相対取引と認められる少数の者からの市場外での買付けであっても、対象会社の支配権に移動が生ずるような場合には一般株主にも著しい影響を及ぼすものと考えられることから、このような買付けには原則として公開買付制度に拠ることを義務づけることが適当と考えられた。

（中略）

仮にこのような相対取引に当たる場合であっても、買付け後の所有割合が発行済株式総数の三分の一を超える場合（すでに三分の一を超えている場合を含む）には商法上の特別決議を阻止できる、一定の企業支配力を行使しうる所有割合であること等から、原則として公開買付によらなければならないものとされた。

2. 近藤光男＝吉原和志＝黒沼悦郎「証券取引法入門[新訂第二版]」（商事法務、2003）224 ページ以下

【27条の2第1項本文関係】

公開買付は、市場外の取引であるが、市場外の取引はとかく不透明になりやすい。また、公開買付は支配権の取得を目的とするため、株価に大きな影響を与える。このため、公開買付規制においてとりわけ重要なことは、株主が、公開買付に対して、売付に応じるべきかどうかに関する十分な情報を得て、合理的な判断ができるように確保すること、および株主が公正かつ平等に扱われる

ことを確保することである。支配株式取得には市場価格を上回る価格が提供されるのが通例であるが（上回る部分をプレミアムという）、株主がこれに平等に参加できるようにすべきことから、平等取扱いの必要性が生じる。なお、5%ルールに比べれば、買い付ける者が開示すべき事項は、その内容が詳細になっている。これは、公開買付においては、その開示の主眼が、買付に応じるべきかどうかの判断材料を提供することに存するからである。

（中略）

現行法がこのように、証券市場外での取引は、原則として公開買付によらせることになったのは、次の理由による。一般に証券市場外での取引は不透明であり、一般株主にとって不公正な取引とみられがちである。また、旧規定の「不特定多数」の範囲は必ずしも明確とはいえなかったため、公開買付の規制範囲は明らかでなかった。そこで、いくつかの例外を置きつつ、取引所有価証券市場外での買付は原則として公開買付によらせることとした。そして、買付者にあらかじめ情報を開示させ、広く株主が買付に応じることができるようさせたのである。この場合、買付条件の開示が重要である。多数の者から株式を買い付ける場合において、買付者が一方的に自己に有利な契約内容を定める危険も存するからである。

【いわゆる5%基準関係】

買付者が市場外で買い付ける株式数がきわめて少ない場合については、公開買付の対象から外すことが考えられる。これは、会社の支配権への影響が少ないからである。

【いわゆる1/3ルール関係】

著しく少数の者から買い付ける場合においては、それは相対取引であり、情報を開示させたり、広く株主に買付の機会を与える必要はない。そこで、有価証券市場外取引で行った60日間に10人以下の者からの買付については相対取引であるとみなして、適用除外となっている。

ところが、いくら少数の者から買い付けるものであっても、買い付ける株式数が多い場合には、会社の支配権に変動が生じる可能性も高い。その結果、一般株主には少なからぬ影響を与える。支配株式取得にはプレミアムが付くのであり、他の株主がこれに平等に参加できるようにすべきであるというのが公開買付強制的趣旨であるが、これに反する結果が生じうることにもなる。そこで、買付後の所有割合が三分の一を超える場合には、対象会社の支配権に大きな影

響を及ぼすことは明らかなことから、このような買付も公開買付によらなければならぬとされている。

3. 岸田雅雄「新法学ライブラリ=37 証券取引法[第2版]」(新世社、2004) 62
ページ以下

【27条の2第1項本文関係】

証券取引法における公開買付けの規制は、買付者に対して買付期間、買付数量、買付価格等をあらかじめ公開呈示することを義務付け、これによって、投資者への情報開示と株主の平等取扱いを保障するものである。公開買付けは、不特定多数の者に有価証券を取得させるように勧誘する点において、有価証券の発行である募集や売出しに対応するものであり、募集や売出しと同様に投資者保護のための特別の開示がなされる。このように公開買付けは、市場外の取引であるが、市場外の取引はとかく不透明になりやすく、また、株価に大きな影響を与えるため、株主が、公開買付けに関する十分な情報を得て、合理的な判断ができるように確保し、株主が公正かつ平等に扱われることを確保するための規制を行っている。

(中略)

有価証券取引市場外での取引について、原則として公開買付けを強制するのは、証券市場外の取引は不透明であり、一般株主にとって不公正な取引とみられがちであるため、買付者にあらかじめ情報を開示させ、広く株主が買付けに応じることができるようにさせるものである。また多数の者から株式を買い付ける場合において、買付者が一方的に自己に有利な契約内容を定める危険を防ぐためにも買付条件を開示させるのである。

【いわゆる5%ルール基準関係】

買付者が市場外で買い付ける株式数が極めて少ない場合は、会社の支配権への影響が少ないとしてその適用を除外している。強制公開買付けの対象となる買付けは、買付けの結果、所有割合が5%を超えて所有する場合に限られる。5%の基準は株券等の大量保有開示において5%を基準としているのに合わせたものである。

【いわゆる1/3のルール関係】

著しく少数の者から買い付ける場合においては、それは相対取引であり、情

報を開示させたり広く株主に買付の機会を与える必要はない。すなわち有価証券市場外取引で 60 日間に 10 人以下の者からの買付については相対取引であるとみなして、適用除外となる。

しかし買付け後の所有割合が3分の1を超える場合には、対象会社の支配権に大きな影響を及ぼすことは明らかなことから、このような買付けも公開買付けによらなければならない。3分の1が基準の意味は、3分の1以上の株式を所有することになった株主は、株主総会における特別決議（商 343 条）の成立を阻止できる等、会社の支配権に大きな影響を与えうると考えられるからである。

しかし 2003 年改正証券取引法施行令により、法人等が行う特定買付け等（著しく少数の者からの買付け等）のうち、（中略）の場合には、公開買付制度の適用除外となった。

このように公開買付けが強制されるかどうかを判断する基準の一つは支配権の取得である。しかし、大量の株式取得を申し込みながら支配権取得を目的にしていない場合であっても、公開買付けによらなければならない。証券市場外の取引であっても、例外的に支配権に変動がない取引が適用除外されているに過ぎない。

4. 神田秀樹＝野村証券法務部 川村和夫「注解証券取引法」(有斐閣、1997) 249 ページ以下

【27条の2第1項本文関係】

本条は、有価証券市場外における一定の有価証券の取得行為について、取引の方法および条件を定め、それを義務づけることによって、有価証券市場を保護し、取引の公正を確保し、違法行為の取締りを徹底するために、取引を定型化して規制を容易に実施できるようにすることを趣旨とした規定である。

（中略）

たとえ有価証券市場外の取引であっても、取引が大量かつ集団的に行われ、それによって有価証券市場における取引と同様の機能が果たされるのであれば、法は、その種の取引に対してネガティブな評価を与えるにとどまらず、積極的に取引の公正および流通の円滑を確保するための規制を行うものである。なぜなら、有価証券市場外において大量かつ集団的な取引が行われる場合、それが放置されれば、有価証券市場において行われるべき取引が市場外で行われる、あるいは有価証券市場外の取引の結果が有価証券市場における取引に不当に影

響するといった可能性があり、有価証券市場が本来の資金調達および資産運用の機能を十分に果たし得なくなるおそれがあるからである。さらにいえば、その大量かつ集団的な有価証券市場外の取引は、その果している機能からみて1つの「市場」——ちょうど発行市場と同様の意味において、資金と有価証券の流れがそれとは逆の「公開買付市場」——における取引と見立てることができ、その「市場」における取引の公正と流通の円滑を確保するべく規制が行われるのである。

(中略)

以上述べたように、法は、一定の有価証券市場外取引について、その取引が市場取引に準ずるものとして機能する場合に、有価証券市場を保護するために、あるいは「公開買付市場」の取引自体が公正かつ円滑に行われるようにするために一定の規制を行うものである。このように解すると、たとえ公開買付けが会社の支配権争いの道具として利用されたとしても、そうした事態そのものは、規定の射程外であるということができる。ただ、法は、大株主の動向が将来の株式の需要関係およびその投資価値に対して重要な情報となり得る点に着目して、開示等の規制を行うものである。なぜなら、支配権に関する取引であることは、有価証券市場における取引であろうと公開買付けであろうと変わりなく、要は程度問題にすぎない。よって、公開買付けに関してのみ、支配権の取得等が目的とされているゆえに価格に大きな影響が及び特別な開示が要請されると考えることは、妥当ではないであろう。また、市場の機能を保護し促進するという証取法の趣旨からいって、株主としての地位に着目した、支配権の取得等によって生じる公開買付者・株主間または株主同士の利害対立の調整は、証取法の規制の範囲外のものであるというべきであろう。なぜなら、証取法は支配権を表象する有価証券の取引の公正と円滑を図るべく規制を行うものであり、支配権争いに関する利害得失には一切関知しないものだからである。そのような問題は、まさしく純粹の会社法によって解決されるべき性質のものである。上述したように、証取法が問題とするのは、公開買付けに関連して、大株主の動向が将来の株式の需給関係およびその投資価値に対して重要な情報となり得る点であり、かつそれに尽きるのである。

【いわゆる5%基準関係】

有価証券市場外における株券等の買付け等であっても、その取引量が少ない場合は、規制の必要性が乏しい。なぜなら、取引量が少なれば有価証券市場に与える影響が小さいし、その取引自体を「市場」と見立てて規制する必要性

も乏しいからである。取引量が少ないにもかかわらず、あえて規制を強制すれば、かえって取引に要するコストを増大させる結果になり、証取法の規制の理念に反することとなる。現行法は、買付け等の後にその者の株券等の所有割合とその特別関係者の株券等の所有割合の合計が5%を超えないときは公開買付けの適用除外になっているとしている。

【いわゆる 1/3 ルール関係】

取引の相手が少数の場合、たとえ大量の株券等が取引されるとしても、規制の必要性は乏しい。なぜなら、そのように少数の者から大量の株券等の買付けがなされる場合は、すでに取引相手が特定されているので、これについて公開買付けを強制することは煩瑣であり、かつ、かえって迅速かつ安価な取引を阻害する可能性が高いからである。また、この場合取引相手は大株主であることが多いであろうが、取引相手が大株主であれば零細な株主に比較して会社の状況等を知悉しており、また、当該会社の株券等を保有することに相対的に大きな利害関係を有していることが多いと思われるから、著しく不公正な取引が行われるおそれも少なく、取引の公正につき特に配慮する必要もないと考えられる。

(中略)

その場合でも、買付け等の結果、所有割合の3分の1以上を保有することとなる場合は公開買付けの手続が強制される。これは、そのような相対取引であっても、それがあまりにも大規模に行われる場合あるいはそれによって大規模な株主が出現する場合は、有価証券市場へ影響を及ぼすものとしてその情報を開示し、また、そのような取引自体を「市場」と類似の機能を担うものとして取引の公正と円滑を確保することが適切であると考えられるからである。すなわち、会社経営に対して直接的に一定の影響力を及ぼす株主の出現は、それまで会社経営に質的転換をもたらすものとして、市場で再評価を行う必要があると考えられるからである。その際の基準を所有割合にして3分の1以上としたのは、たとえば発行済株式総数の3分の1以上を所有していれば商法上の特別決議を阻止でき、一定の企業支配力を行使し得る所有割合だからである。

5. 龍田 節「証券取引法 I」(悠々社、1994) 236 ページ以下

しかしこれは一応の原則であり、多くの例外がある。

(中略)

【いわゆる5%基準関係】

(3) 買付け後の所有割合が特別関係者分と合わせて5%以下の場合。5%以下なら会社の支配に影響しない。また、売方株主との合意による取引であるかぎり、第三者がどのような価格で買付けようと、それは全く自由である。

【いわゆる1/3関係】

(4) 10名以下の者からの買付けで、買付け後の所有割合が特別関係者分と合わせて3分の1以下の場合。狭い範囲の株主から買付けるのであるかぎり、価格など買付条件が特別であっても、市場に及ぼす影響は無視できると考えるからである。買付けの相手方が狭い範囲の株主であっても、株数が3分の1超と大きくなれば、会社支配の変動をもたらす、そのことが市場に与える影響が無視できないため、株数に上限を設けた。

6. 松井秀樹「法務担当者のための証券取引法〔第2版〕」(商事法務、2005) 104ページ以下

【27条の2第1項本文関係】

証券市場外で行う取引に、原則として公開買付けの手続きを強制するのは、会社の支配権が移動するような証券市場外における大量の株式の買付けは、株主に大きな影響がありますし、取引価格に会社の支配権プレミアム(相対取引の際の支配株式の価格と市場価格との差額)が含まれることが多いので、投資者に対して情報を開示させ、すべての株主に均等な価格と条件によって売却する機会を平等に与えるためです。

【いわゆる5%ルール基準関係】

ウ 買付け後の株券等所有割合が特別関係者の分とあわせて5%以下である買付け(27条の2第1項3号)

ウが除外されているのは、買い付ける株券等の数が少なく会社の支配への影響が少ないからです。

【いわゆる1/3のルール関係】

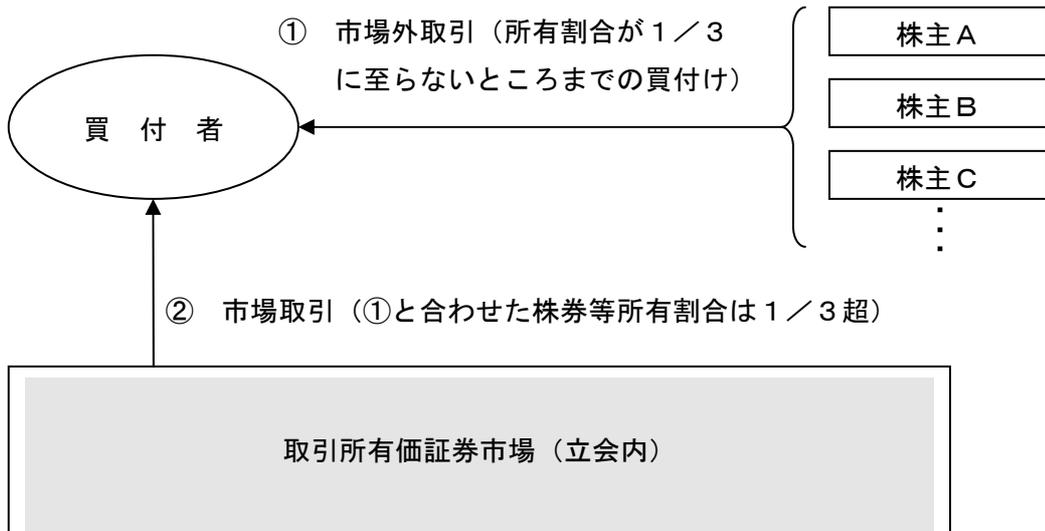
エ 60日間に10名以下の者からする買付け(以下、「特定買付け等」といい

ます)のうち、買付け後の株券等所有割合が特別関係者の分とあわせて3分の1以下の場合(27条の2第1項4号、施行令7条4項)

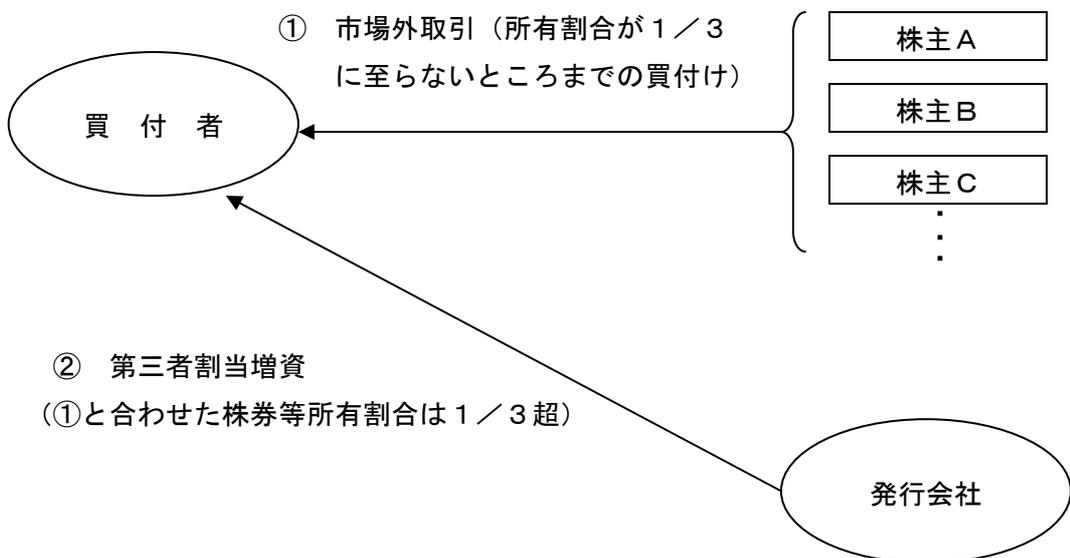
エを除外するのは、少数の者からの買付けなので、支配権が移動する場合を除けば、情報を開示させたり、広く株主に買付けの機会を与える必要がないからです。

イメージ図

イメージ1（市場外買付けと市場内買付けの組み合わせ）



イメージ2（市場外買付けと第三者割当増資の組み合わせ）



金融審議会金融分科会第一部会 「中間整理」（平成17年7月7日） （抜粋）

IV 市場のあり方

3. ディスクロージャー制度

（2）公開買付規制等

公開買付規制については、会社支配権の移動を伴う取引等が行われる場合に、投資家に予め情報開示を行うと共に、株主に平等に株式売却の機会を与えることを義務づける制度として、証券取引法において手続の整備が図られてきた。

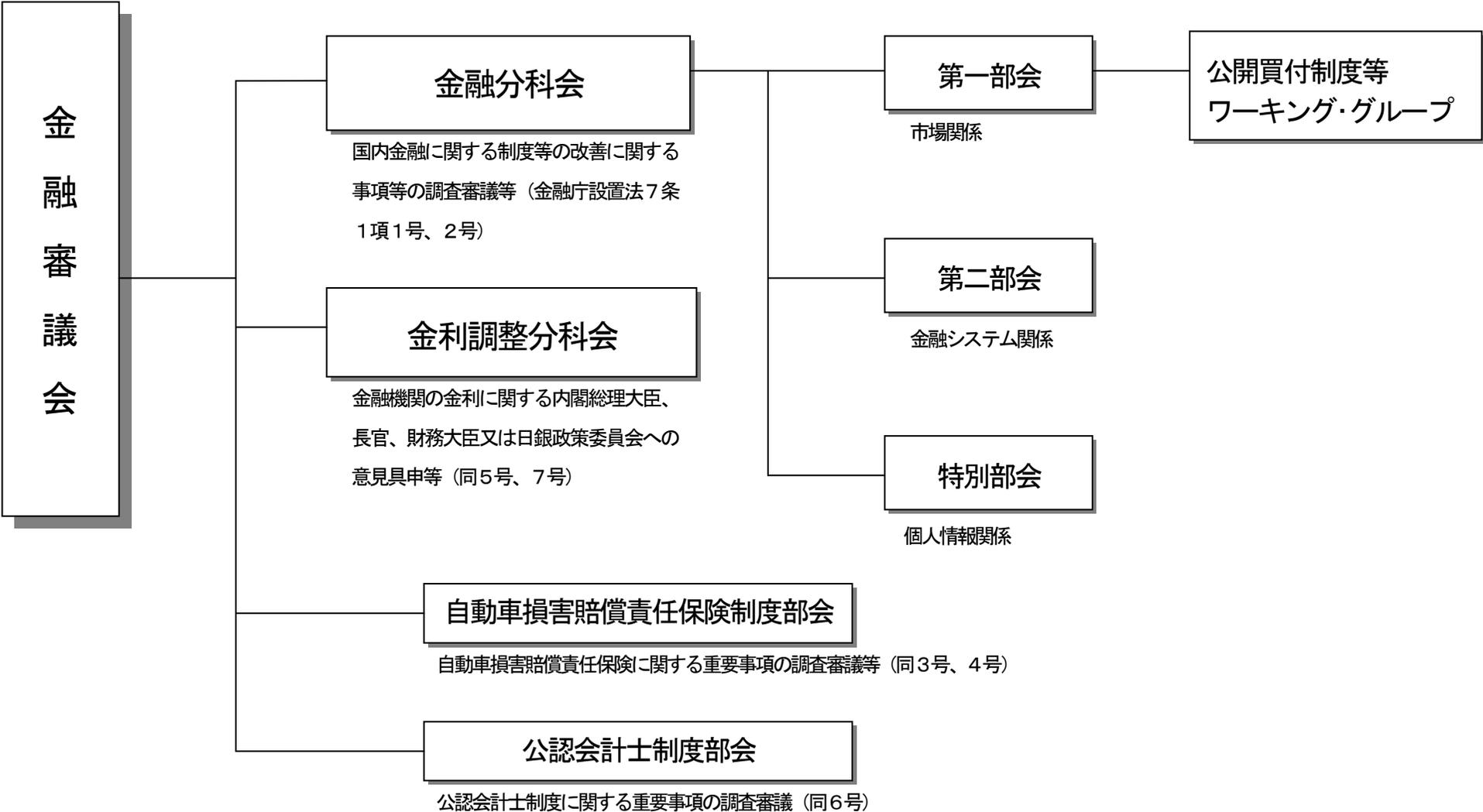
最近の企業の合併・買収（M&A）をめぐる動きとこれに伴う会社法制や公開買付規制にかかる議論は、公開買付規制のあり方について、企業価値の最大化の観点から、再点検を行っておく必要がないかとの論点を提示している。企業価値の最大化は、株主の利益の最大化を通じて証券市場において取引される株式等の価値を高めていくものであり、証券市場の効率性を追求していく上で極めて重要な要素となる。

更に、合併・買収（M&A）に関する最近の動きは、公開買付けにおける透明性、投資者間の公平性の一層の確保という論点をも提起している。公開買付けの手続において、買付者や対象会社等にどこまで情報の提供を求めていくか、また、公開買付けを利用した合併・買収（M&A）の一連の過程において、株主・投資者間の公平をどこまで追及していくか等について検討していくことが求められている。

以上を踏まえ、公開買付規制のあり方について、証券取引法と会社法の整合性にも留意しながら検討を行っていくべきである。

なお、公開買付規制のあり方の検討に当たっては、大量保有報告書制度のあり方についても検討を行う必要がある。

金融審議会の構成



公正なM&Aルールに関する提言

平成17年7月7日
自由民主党総合経済調査会
企業統治に関する委員会

1. 本格的なM&A時代の到来と「企業統治に関する委員会」の設置

- (1) 企業の合併・買収は、適正に行われれば、企業価値を高め、産業再編を促す。海外の資本を日本に呼び込む手法でもあり、国際的な連携を促す効果も期待される。90年代後半以降、我が国においても、M&Aの件数は急増し、主要産業で大型の産業再編が実現した。実際、90年代前半には年間500件程度であったM&Aの件数は、現在、年間2000件を超えるレベルに達している。また、株式持合の解消、株主重視の考え方の浸透など、日本的な企業社会の構造も大きく変化しつつある。このため、我が国にも、**企業戦略としてM&Aを積極的に活用する本格的なM&A時代が到来**しつつある。
- (2) しかしながら、**我が国の企業社会は、敵対的買収に関する経験が少なく、これを企業価値向上につなげるノウハウも不足**している。こうした状態を放置すれば、潜在的な企業買収が阻害され経営資源の有効活用が遅れたり、敵対的な買収の局面で奇襲攻撃や過剰防衛などが繰り返され、買収者と被買収者双方の体力と時間を消耗する結果のみをもたらすことにもなりかねない。
- (3) このように、我が国は、**本格的なM&A時代を迎えるに当たり、公正なM&Aルールの整備を急がねばならないという大きな課題**を抱えている。そして、このルールには、買収者を規律する公開買付ルール、会社の防衛策を規律する会社法、税制、外資規制を担う外為法など、多くの法制度が関連しており、その**包括的な制度整備**が要請される。
- (4) こうした**省庁横断的な課題に取り組むため、3月23日、自由民主党総合経済調査会の下に当委員会が設置**された。企業買収に関する制度改革としては、すでに、今国会で証券取引法改正や会社法が成立し、買収防衛策に関する指針も策定された。外為法の厳正な運用も継続され、間接保有規制の強化のための電波法改正法案も用意されている。当委員会は、こうした制度改革にとどまらず、「**国際的に見ても公正なM&Aに関するルールを早急に整備することにより、グローバルな資本移動の中で、最も進んだ制度環境、ルールの下で、日本の企業社会を活性化**する」という視点から、延べ11回、19名の有識者からのヒアリングを含め(別紙1)、M&Aに関する制度のあり方について検討を重ねてきた。

2. 公正なルールの構築とM&Aを促すための環境整備

- (1) 当委員会は、こうした検討を踏まえて、
- ① 企業買収を適正に進めるために、徹底した情報開示を促して買収プロセス・手法の**透明性**を高める、
 - ② 買収者と被買収者との間の**フェアなバランス**（攻撃と防衛のバランス）を確保する、
 - ③ 企業価値の向上、市場の健全性の確保等の観点から、**一般株主及び多様なステークホルダーの利益確保**に万全を期する、
- という3つの視点から、M&Aに関する制度の包括的な見直しを行った。
- (2) この結果、第一に、**上記の3つの目標を達成する公正な企業買収ルールを整備**するために、TOB制度や大量保有報告制度をはじめとした**証券取引法制の整備**や**買収防衛策の開示制度の創設**、**買収防衛策に関する課税関係の明確化**など、**4項目7つの制度改革**を早期に実現すべきであるとの結論に達した（下記3「**早急に実現すべき企業買収ルール**」）。
- (3) また、第二に、**公正なM&Aを促すための幅広い環境整備**として、**企業統治制度の充実**、M&Aにおける**少数株主保護制度のあり方**、**司法インフラの強化**という重点3項目に関して、今後、当委員会が関係部会等と連携して一層の検討を加える必要がある（下記4「**今後の検討課題**」）。

3. 早急に実現すべき企業買収ルール【4項目7つの制度改革】

(1) TOB制度の改革

①経営方針の開示とTOB期間の伸長

企業買収を企業価値や株主利益の向上につなげるためには、買収者及び経営者の経営方針や具体的な事業計画に関する十分な情報が株主に開示されることが不可欠である。

このため、買収対象企業に対して、**買収者への質問の機会を付与し、意見表明を義務付けること**や、これと併せて**TOB期間を伸長**することについて、早急に検討すべきである。

②TOB条件の柔軟化

現行のTOB制度の下では、TOBの撤回は極めて限定的にしか認められていない。このため、買収対象企業がライツプランや株式分割などの防衛策を採用した場合、買収企業にとってTOBを開始するリスクが大きいものとなる。

そこで、買収企業と買収対象企業の公正な競争を確保するため、安易な撤回等が相場操縦の弊害を生まないよう留意しながら、**対象企業が防衛策を廃止しない場合には買収者側にTOBの撤回を容認**することや、TOB期間中に株式分割が行われることによる株式の希釈化に対応するなどの場合には、**TOB価格の下方修正**を認めることを早急に検討すべきである。

③買収者間の公平性確保

TOBを行っている企業は別途買付が禁止されている中、他の買収者が市場で株式を買い進める行為は、買収者間の公平性に欠けることになりかねない。

そこで、TOB対象企業に対する**買収者間の公平が保たれるよう買付ルールの整備**を早急に検討すべきである。

(2) 企業買収の公正性を確保するための開示制度の改革

①大量保有報告制度の特例の見直し

大量保有者（5%超の株券等を保有する者）の株式の売買は、株主や投資家の投資判断に大きな影響を与える。特に、企業買収の局面では、大量保有者の株式保有状況について、制度の原則にのっとり、迅速かつ正確に開示されることが望ましい。

そこで、現状認められている機関投資家等に対する大量保有報告制度の特例について、開示制度の本来の趣旨が損なわれることのないよう、株主及び企業に対する**迅速かつ適正な情報開示を確保**するとの視点で**改善策を早急に検討**すべきである。

②買収防衛策に関する会社法による開示制度の創設

防衛策の開示については、証券取引所が自主的にルールを定める動きはあるが、法的な開示制度は設けられていない。

指針策定や会社法案の成立により、企業側が採りうる防衛策が多様化することもあり、株主や投資家、買収者の予見可能性を高める観点から、策定作業中の**会社法の省令**において、防衛策の内容等を**事業報告により開示する制度**を創設すべきである。

また、米国をはじめとする**外国証券規制**による我が国企業への開示要求等についても**十分注目**していく必要がある。

(3) 新株予約権を利用したライツプランに関する課税関係の明確化

新株予約権を利用したライツプランが有効に機能するためには、平時（敵対的買収者登場前にライツプランを導入する局面）、有事（敵対的買収者登場後ライツプランが発動する局面）を通じて、一般株主に関する課税関係を明確化する必要がある。

この点に関し、当委員会の検討を通じて、**平時においては原則として課税関係は生じないこと、有事においては、買収者の新株予約権を行使可能な第三者に譲渡できるよう設計すれば、一般株主への経済的価値の移転は生じないと考えられることから、原則として、新株予約権の付与時または行使時において一般株主に対する課税関係は生じないことが明確化されたところであり（別紙2）、今後その旨の周知を図るべき**である。

(4) 過剰防衛の抑止など投資家保護を踏まえた証券取引所における適切なルール形成

経済産業省と法務省が策定した買収防衛策に関する指針は、適法性と合理性の観点から過剰防衛とならない買収防衛策の要件を提示しており、買収防衛策の導入にあたり、企業はこれに準拠した対応をとる可能性が高い。

一方、投資家保護の観点から、証券取引所による上場規則の整備も予定されているが、その際には、**指針の内容等を踏まえて整合性のあるルールを形成**することが重要である。

4. 今後の検討課題【公正なM&Aを促すための環境整備重点3項目】

以下の3つの課題については、企業買収のみに関係する課題ではなく、企業統治の実効性を高め、企業価値を向上させる上で必要な共通の課題であり、今後、関係の部会等と密接に連携しつつ検討を進めることとする。

(1) 企業統治制度の充実

敵対的買収の側面においては、社外取締役や社外監査役が、内部経営者の行動を監視する重要な役割を担う。また、近年相次ぐ企業不祥事を防止する観点からも企業統治制度における社外者の役割が大きく、さらに企業経営者自らが実効性のある内部統制システムを構築することも必要である。企業が企業価値を高め、株主利益を実現するために、社外者のあり方や実効性ある内部統制システムなどの企業統治に関連した制度整備は不断に進める必要がある。

このように買収防衛策や不祥事防止等の観点も含めて、**日本の法制度や市場ルールの中でどのように社外者の独立性を確保していくか、実効性のある内部統制のシステムをどう構築していくか**などの課題について、関係する部会等とも連携して検討を進める。

(2) M&Aにおける少数株主保護制度のあり方

今後、我が国でも、敵対的、友好的双方のM&Aは増加する見込みである。こうした中で、どのようにして少数株主の権利保護を図り、どのような場合に会社側に少数株主の排除を認めるのかについて再度検討すべき時期に来ている。

諸外国では、TOBルールにおける**全部買付義務、事業結合規制条項、公正価格条項**など、各国それぞれの枠組みで少数株主保護に対応しており、こうした**制度の是非**について、関係する部会等とも連携して、M&A促進に対する副作用という観点も含めて検討を進める。

(3) 司法インフラの強化

何が公正な買収方法で、何が公正な防衛策かは、最終的には裁判所の判断に委ねられる。米国における公正なM&Aルールの形成を主導してきたのは、迅速で専門性の高い司法判断であり、これを支える厚みのある法曹専門家であったと言われている。

本格的なM&A時代を間近に控え、我が国においても、**質量とも充実した専門性の高い司法インフラが不可欠**であり、関係する部会等と連携して、これを充実加速する方策を検討する。